

## トルコにおける新憲法制定をめぐる議論

下 中 菜都子

- ① トルコ共和国憲法（1982年制定）は、1980年クーデター後、軍事政権下で制定された。クーデターの主な要因は、1970年代の経済的・社会的危機の中で、議会の過半数を占める政党が存在せず短命の連立政権が続き、政府が有効な対策を講じられなかったことである。軍は、こうした議会制民主主義の機能不全の予防を意図し、軍や大統領の権限を強化した憲法を制定した。全177条と経過規定から成るこの憲法は、改正手続において大統領に差戻し権限が認められているほか、議会の特別多数決を要するなど比較的厳しい要件が課されているが、現在までに17回改正されている。
- ② 公正発展党単独政権が連続3期目に入った2011年10月、新憲法起草を目的に、与野党から成る憲法協議委員会が議会に設置された。しかし、2013年12月、以後の協議の進展が見込めず、政治日程との兼ね合いもあり、目的を達成することなく解散された。
- ③ 新憲法制定が今後実現するかどうかはさておき、それをめぐる議論を紹介することにより、我が国との連携を強めつつあるトルコが抱える諸問題を窺い知ることができるだけでなく、目下憲法改正論議が盛んになりつつある我が国の参考に資するところが少なくないと考えられる。本稿では以下の3つの論点を紹介する。
- ④ 第一に、議院内閣制から大統領制への移行が挙げられる。公正発展党は、1980年クーデター直前に短命の内閣が続いたことが政治・経済の混乱の要因となったとして、現在の議院内閣制から、より安定的な政治状況をもたらすことのできる大統領制への移行を掲げ、大統領による新たな行政命令の新設等を提案した。しかし、他党からは「公正発展党の独裁につながる」との反発が相次いだ。
- ⑤ 第二に、司法改革が挙げられる。トルコでは、世俗主義と呼ばれる厳格な国家原則が憲法で定められており、宗教的要素を公的領域から極力排除することが求められる。このため、従来、トルコの大学では、女性のスカーフ着用が禁じられてきた。これに対し、イスラム派政党の流れを汲む公正発展党は、2007年に大学における学生のスカーフ着用解禁を意図した憲法改正を行ったが、世俗主義原則を擁護する憲法裁判所の判決により違憲無効とされ、公正発展党自身も、憲法違反により解散を命じられる危機に瀕した。この経験から、憲法裁判所の権限縮小をはじめとする司法改革が論じられた。
- ⑥ 第三にクルド問題が挙げられる。トルコに居住するクルドの人々は、「国土と国民を併う国家の不可分一体性」という厳格な国家原則により、自治や民族的アイデンティティの表明が制限されてきた。クルドの権利は、EU加盟を意図した憲法改正等によって徐々に拡大されてきたが、クルド語により教育を行う権利は、今回の協議でも認められなかった。
- ⑦ 新憲法制定は再び重要な政策課題となる可能性があり、注視していく必要がある。

# トルコにおける新憲法制定をめぐる議論

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
国会レファレンス課 下中 葉都子

## 目 次

はじめに

- I 現行憲法と政治システムの概要
  - 1 トルコ共和国憲法の概要
  - 2 政治システムの概要
- II 憲法改正をめぐる経緯
  - 1 憲法改正手続
  - 2 制定時からこれまでの改正経過
- III 公正発展党政権下での新憲法制定への動き
  - 1 世俗主義の原則
  - 2 エルドアン首相の政治活動歴とイスラム派政党
  - 3 新憲法制定に向けた動き
- IV 議院内閣制から大統領制へ？
  - 1 大統領の権限
  - 2 大統領選挙に関する憲法改正
  - 3 公正発展党による大統領制の提案
- V 司法改革
  - 1 公正発展党の試みとその挫折
  - 2 2010年憲法改正
  - 3 公正発展党の新たな提案
- VI クルド問題の改善
  - 1 クルド問題の概要
  - 2 クルド側の要求と政府の対応
  - 3 クルド問題改善と新憲法制定

おわりに

## はじめに

トルコ共和国では2011年10月から2013年12月まで、議会に設置された憲法協議委員会において、新憲法起草のための議論が行われた。与野党それぞれ同人数の代表者で構成されたこの委員会では、各党の主張が対立し、合意には至らなかった。

本稿では、2002年以降単独政権を担う公正発展党の提案を中心に、新憲法をめぐる議論を紹介する。今後新憲法制定が実現するかどうかはさておき、そのための議論を概観することにより、我が国との連携を強めつつあるトルコが抱える諸問題を窺い知ることができるだけでなく、目下憲法改正論議が盛んになりつつある我が国の参考に資するところが少なくないと考えられる。

## I 現行憲法と政治システムの概要

### 1 トルコ共和国憲法の概要

#### (1) 制定経緯

トルコ共和国憲法<sup>(1)</sup>は、1980年のクーデター後、軍事政権下の1982年に制定された<sup>(2)</sup>。

このクーデターの主な要因は、経済の破綻を

背景とした政治テロの激化であるとされている<sup>(3)</sup>。トルコでは1960年代、外資に依存した急速な工業化政策によって経済成長を実現したが、これは同時にインフレと、都市部における貧富の格差をもたらした。さらに、農村部の対策が不十分であったこともあり、都市部と農村部の格差も拡大した。貧しい農民は職を求めて都市部に流入したが、その受け皿は不足していて、不安定な生活を強いられた<sup>(4)</sup>。そうした貧困層や、将来に展望を持っていない学生等による労働運動・学生運動が激化し、これに対抗して右翼団体も先鋭化した。左・右両組織の衝突が激化していく中、1971年、軍は「事態を打開しなければ政権を奪取する」旨の書簡を政府に提出し、内閣は総辞職した（いわゆる「書簡によるクーデター」<sup>(5)</sup>）。

その後も政府が有効な経済政策を打ち出せないまま、第一次石油ショック（1973年）とキプロス紛争（1974年）に見舞われると、トルコの経済状況は危機に陥った。この危機を背景に、当時連立政権を担っていた民族主義者行動党の下部組織や、同党が支配下に置いていた警察が、左翼運動を厳しく弾圧したため、左右の衝突はさらにエスカレートし、多数の犠牲者が出た。それにもかかわらず、議会では過半数を占める政党が存在せず、内閣が議会の信任を得られず

---

※本稿の内容とインターネット情報は、2014（平成26）年2月15日現在のものである。

(1) Türkiye Cumhuriyeti Anayasası（法律第2709号：1982年11月9日公布）

(2) それまで施行されていた憲法も、1960年のクーデター後、軍事政権下の1961年に制定されたものである。このクーデターの主な要因は、当時の民主党（Demokrat Parti）長期政権の行き詰まりであった。なお、このクーデターを機に「民主主義体制擁護の貢献者としての軍」の政治介入を正当化するイデオロギーが定着することとなった。澤江史子「トルコ 民主化の経緯」『中東・イスラーム諸国の民主化』NIHU プログラム・イスラーム地域研究東京大学拠点（2010.9.27.最終更新）<[http://www.lu-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me\\_d13n/database/turkey/democratization.html](http://www.lu-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n/database/turkey/democratization.html)> 民主党は、トルコが第二次世界大戦後に共和人民党による一党支配から複数政党制に移行して初めて設立された中道右派政党である。1960年クーデターにより民主党全議員が逮捕され、後に公正党（Adalet Partisi）が後継政党となった。さらに、1980年クーデターにより全ての既存政党が解散されたことから正道党（Doğru Yol Partisi）がその後継政党となった。正道党は2007年に党名を再び民主党に変更し、2009年に祖国党を吸収合併した。現在は、議席を保有していない。

(3) 1970年代後半にクルディスタン労働者党（PKK）の活動が活発化したことや、1980年9月6日に当時のイスラム派政党が世俗主義に真正面から挑戦する行動をとったこと（いわゆる「コンヤ事件」）もクーデターの引き金となった。松谷浩尚『現代トルコの政治と外交』勁草書房、1987、pp.330-333。

(4) 永田雄三ほか『中東現代史I』山川出版社、1982、pp.208-217。

(5) 新井政美『トルコ近現代史—イスラーム国家から国民国家へ—（第3版）』みすず書房、2008、pp.269-276。

に組閣が繰り返された<sup>(6)</sup>。その度に人事が紛糾し、行政がほとんど機能しなくなってしまった。<sup>(7)</sup>

こうした状況を危惧した軍は、1980年9月12日、ついにクーデターを決行し、トルコ全土を支配下に置いた。軍は、クーデターの目的を、1970年代後半に国内を覆った政治的対立、テロ、議会の膠着が今後起こらないように民主政治を立て直すことであるとして、できるだけ早期に民政移管するつもりであることを明らかにした。ケナン・エヴレン (Kenan Evren) 参謀総長を議長とする国家保安評議会 (Milli Güvenlik Konseyi)<sup>(8)</sup>を設置し、これを暫定的な立法・行政の最高機関とするとともに、議会を解散し、憲法を停止した。国家保安評議会は、全ての政党活動を禁止し、各政党党首をはじめとする政治家や労働組合幹部など約200名を逮捕した。また、クーデター前に過激な政治活動をしているとみられた人物<sup>(9)</sup>を逮捕した。さらに、メディアへの言論統制を行い、各省庁や政府関係機関の責任者、地方の首長などのポストに軍人やその支持を得た人物を登用した。こうした措置は西欧諸国から非難されたが、国内の治安の回復には大きく貢献したという。<sup>(10)</sup>

新憲法は、国家保安評議会の5名と、同評議会の意向に沿う120名から成る制憲諮問議会に

よって起草された。1982年11月、新憲法草案は国民投票で91.4%の圧倒的賛成を得て可決され、憲法の経過規定第1条の規定に基づき、エヴレン国家保安評議会議長が任期7年の大統領に就任した。1983年には総選挙が行われ、民政に移管した。<sup>(11)</sup>(本稿末尾に1980年代以降の主要内政史を掲載。)

## (2) 特徴

トルコ共和国憲法は、前文、第1部(一般原則)、第2部(基本的な権利及び義務)、第3部(共和国の基本的な組織)、第4部(財政的及び経済的規定)、第5部(雑則)、第6部(経過規定)、第7部(最終規定)から構成される。経過規定を除くと全177条である。

この憲法の特徴は、1980年クーデター前の議会の混乱を踏まえ、議会制民主主義の機能不全を予防する仕組みとして、軍と大統領の権限が強化されたことである。さらに、大学の教育内容や運営を厳しく統制する高等教育機構 (Yükseköğretim Kurulu)<sup>(12)</sup>が設けられた。軍の権限強化の一環として、委員の半数が軍人で構成される国家安全保障会議 (Milli Güvenlik Kurulu) の決定に、内閣が従わなければならないこととされた<sup>(13)</sup>。また、会計検査院 (Sayıştay) と国家監査委員会 (Devlet Denetleme Kurulu)<sup>(14)</sup>

(6) 1969年11月から1980年9月までの約10年間で、13の内閣が誕生した。TBMM Kütüphanesi ve Arşiv Hizmetleri Başkanlığı, "Hükümetler ve Programları," *Kütüphanenin E-Kaynakları*. <[http://www.tbmm.gov.tr/kutuphane/e\\_kaynaklar\\_kutuphane\\_hukümetler.html](http://www.tbmm.gov.tr/kutuphane/e_kaynaklar_kutuphane_hukümetler.html)>

(7) 新井 前掲注(5), pp.276-279.

(8) 国家保安評議会は、議長のほか、陸海空軍と憲兵隊の四総司令官から構成された。

(9) 軍による逮捕者は左翼関係者に偏る傾向があったという。新井 前掲注(5), p.284.

(10) 松谷 前掲注(3), pp.333-336.

(11) 同上, p.336. なお、憲法制定後最初の議会開会後、国家保安評議会はその構成員を同じくして大統領評議会となり、活動開始から6年後には自動的に廃止されると定められた。(憲法経過規定第2条)

(12) 高等教育機構は国立・私立を問わず全ての高等教育機関を所管するが、クーデター発生当時、大学は全て国立大学であった。根拠法である高等教育法が23回もの改正を経たにもかかわらず、同機構は設立当初の権威的な性格を維持しているとして大学等から批判されている。*Centralized administration of the higher education system in Turkey: problems and measures*, First edition, Ankara: Turkish Academy of Sciences, 2011, pp.19-21.

(13) クーデター時に結成された国家保安評議会とは別組織である。憲法制定当時の国家安全保障会議は、大統領を長とし、首相、参謀総長、国防大臣、内務大臣、外務大臣、陸海空軍と憲兵隊の四総司令官によって構成された。2001年10月の憲法改正によって副首相と法務大臣が委員に加えられ、その決定は「内閣によって尊重される」ことになり、内閣に対する拘束力が弱められた。(憲法第118条)

の調査対象に、軍が含まれないこととなった<sup>(15)</sup>。大統領に対しては、高等教育機構の委員長と一部委員、大学長、司法機関の構成員の一部を選任する権限のほか、議会によって可決された法律を再審議のために議会に差し戻す権限が与えられた（大統領についてはⅣの1を参照）<sup>(16)</sup>。

以上のほかに、憲法の特徴として、初代大統領ムスタファ・ケマル・アタテュルク（Mustafa Kemal Atatürk）<sup>(17)</sup>が示した国家原則が厳格に定められていることが挙げられる。第2条において共和国の性質を「アタテュルクの民族主義に基づく民主的、世俗的及び社会的な法治国家」と定め、国家が共和国であることを定める第1条、国土と国民を伴う国家の不可分一体性等を定める第3条と併せて、第4条の規定により改正不可条項としている。特に世俗主義の原則は、多くの法令において詳細に定められている（憲法前文から第4条までの翻訳を本稿末尾に掲載）。

## 2 政治システムの概要

### (1) トルコの統治機構

トルコの政治制度は議院内閣制であると言われている<sup>(18)</sup>。以下、本稿に係る主要な統

治機構について概説する<sup>(19)</sup>。

#### (i) 議会

トルコ大国民議会（Türkiye Büyük Millet Meclisi：TBMM）は一院制であり、議員定数は550名である（憲法第75条第1項：以下、特に断りが無い限り憲法の条項を指す）。会期は10月1日から9月30日までの通年であるが、3か月以内の休会が可能とされている（第93条第1項及び第2項）。

議会の定足数は、議員定数<sup>(20)</sup>の3分の1（184名）以上であり、憲法に特別の規定が無い限り、出席議員の過半数の賛成票によって決定を行う。ただし、いかなる場合であっても、議員定数の4分の1よりも1多い票（139票）を下回る賛成票数によって決定を行ってはならない（第96条第1項）。

議会が法律を可決した場合には、大統領は15日以内に、法律として公布するか、再審議を求めて法案の全部又は一部を議会に差し戻すこととなっている。大統領は、差し戻された法案が修正されることなく可決された場合には、法律として公布しなければならないが、修正さ

(14) 国家監査委員会とは、行政の適法性、整合的・効率的な執行及び向上を確保する目的で、軍と司法機関を除く公的機関等に対してあらゆる調査を行う権限を付与された、大統領直属の組織である。（憲法第108条）

(15) 会計検査院は、2004年5月の憲法改正によって、軍に対しても調査を行えるようになった（Ⅱの2を参照）。国家監査委員会についての憲法改正はなされていない。

(16) 『官報』（Resmi Gazete）第17844号1982.10.20掲載の制定当時の憲法；Ergun Özbudun, *The constitutional system of Turkey: 1876 to the present* (Middle East today), New York: Palgrave Macmillan, 2011, pp.19-20; 長野顕「トルコ共和国の新憲法—制定の経緯とその内容—」『中東通報』286号, 1983.1, pp.40-41. なお、官報は下記サイトから入手した。T.C. Resmi Gazete <<http://www.resmigazete.gov.tr/default.aspx#>>

(17) アタテュルクは、第一次世界大戦敗戦後、連合国に対する抵抗運動を指揮してトルコ共和国建国を宣言した。共和国初期の統治を担った共和人民党は、民衆を指導するため、救国者としてのアタテュルク像を強調し、それに対する崇拝を学校教育等によって徹底した。この結果、国民の間に国父アタテュルク像が定着していった。新井 前掲注(5), pp.212-213. このため、現在でも国民の一部は、アタテュルクが示した原則を特別に重要なものとする傾向にある。

(18) 澤江史子「トルコ 現在の政治体制・政治制度」『中東・イスラーム諸国の民主化』NIHU プログラム・イスラーム地域研究東京大学拠点（2010.9.27. 最終更新）<[http://www.lu-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me\\_d13n/database/turkey/institution.html](http://www.lu-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n/database/turkey/institution.html)>; Özbudun, *op.cit.*(16), pp.75-76.

(19) トルコ共和国憲法を参照。テキストは、トルコ大国民議会公式ウェブサイト <<http://www.tbmm.gov.tr/anayasa.htm>> から入手した。

(20) 議員定数は550名であり、賛成票数等の算出は、欠員が生じた場合であっても定数を基に行うと規定されている。（トルコ大国民議会議院規則第2条）“Türkiye Büyük Millet Meclisi İçtüzüğü.” <<http://www.tbmm.gov.tr/ictuzuk/ictuzuk.htm>>

れて可決された場合には、再度差し戻すことができる。(第89条第2項及び第3項)

国会議員の任期は4年である<sup>(21)</sup>(第77条第1項)。25歳以上のトルコ人が被選挙資格<sup>(22)</sup>を持ち、18歳以上の有権者による直接選挙(拘束名簿式比例代表制:ドント式)で選ばれる。得票率の全国平均が有効投票数の10%を超えない政党は、議席を獲得できない<sup>(23)</sup>。

## (ii) 大統領・内閣

トルコの国家元首は大統領である。大統領は、トルコ共和国とトルコ国民をともに代表し、憲法が遵守されていること、国家の組織が秩序に則り調和しながら機能していることを監督する役割を担う(第104条第1項)。大統領は、直接選挙によって選出され、高等教育を修了した40歳以上の者が候補になることができる。任期は5年で、同一人物は2回までしか大統領になることができない(第101条第1項及び第2項)。大統領の選出が直接選挙によることとなったのは、2007年10月の憲法改正による(IVの2を参照)。現在のアブドゥッラー・ギェル(Abdullah Gül)大統領は2007年8月、改正前の憲法の規定に従い、議会において選出されている。

内閣は、首相と大臣によって構成され、首相は大統領によって、国会議員の中から任命され

る。大臣は、国会議員又は国会議員被選挙資格を持つ者の中から、首相の提案に基づき大統領によって任命・罷免される。(第109条)首相は、内閣の長として、各省間の連携を確保し、政府の総合的な政策の遂行を監督する。内閣は、その政策の遂行について連帯して責任を負う。(第112条第1項)

## (iii) 憲法裁判所

憲法裁判所(Anayasa Mahkemesi)の主な役割として、抽象的・付随的違憲立法審査と、政党に対する解散請求の審査が挙げられる。

抽象的違憲立法審査の対象は、憲法改正、法律、立法命令<sup>(24)</sup>及び議院規則であり、憲法に形式的及び実質的に適合しているかどうかを審査する。憲法改正に対する審査は形式的違憲審査に限定される(第148条第1項:VのI(1)を参照)。大統領、政権与党、最大野党、議員定数の5分の1以上の議員のいずれかが、憲法裁判所に直接請求することができる(第150条第1項)。

付随的違憲立法審査は、憲法裁判所よりも下位の裁判所で法令の違憲性が争点となった場合において、担当裁判官が必要と判断したときに憲法裁判所に移送する手続を経て行われる<sup>(25)</sup>(第152条)。

政党に対する解散請求の審査とは、「政党の規則、綱領及び行動は、国家の独立、国土と国

(21) 2007年10月の憲法改正によって、国会議員の任期は5年から4年に変更された。

(22) 25歳以上のトルコ人であっても、一定の条件(小学校を卒業していない者、兵役義務を終了していない者、裁判官、検察官など)に当てはまる者は、被選挙資格を持たない(第76条)。

(23) Milletvekili Seçimi Kanunu(「国会議員選挙法」法律第2839号:1983年6月13日公布)を参照。選挙区割は、最新の人口統計の結果公表後6か月以内に、高等選挙機構によって官報・テレビ・ラジオで公表される(同法律第5条)。選挙区割は以下のように導かれる。①全国81県(ii)それぞれに、議員定数を1ずつ割り当てる。②最新の人口統計に基づく総人口を、残りの定数(550-81=469)で除する。③県人口をそれぞれ②の商で除する。④③の商が18までの県を1選挙区とし、19以上35以下の県を2つの選挙区に分割し、36以上の県を3つの選挙区に分割する。③の除算の剰余が大きい県順に、議員数が割り当てられる(同法律第4条)。現時点で最新の選挙区は、アンカラが2区、イスタンブルが3区、イズミルが2区に分割された以外は、1県が1区となっている(計85区)。1区当たりの定数は、最小がバイブルトの1人、最大がイスタンブルの29人(県全体87人を3分割)である。「高等選挙機構決定」(Yüksek Seçim Kurulu kararı)第110号(2013年4月5日)<<http://www.ysk.gov.tr/ysk/content/conn/YSKUCM/path/Contribution%20Folders/Kararlar/2013-110.pdf>>

(24) 法律に基づき議会が内閣に制定を委任する、法律と同等の効力を有する命令である(第91条)。

(25) 岩隈道洋「トルコ共和国憲法における憲法訴訟—1982年憲法に基づいて—」『杏林社会科学研究』27巻3号、2011.12, pp.22-24を参照。

民を伴う国家の不可分一体性、人権、平等・法治国家の原則、国民主権、民主的で世俗的な共和国の原則に矛盾してはならない。」という憲法第68条第4項の規定に政党が違反したかどうかを判断するものである(第69条第6項)。その判断によっては政党が解散されることがあり、解党訴訟と呼ばれる。

なお、憲法裁判所は最終審であり、その判決に対して上訴することができない(第153条第1項)。

## (2) 政党

18歳以上の国民は、政党の設立、入党、党籍離脱の権利を持つ(第68条第1項)。政党は、憲法上、民主的な政治活動に不可欠な要素であると規定されており(同第2項)、政党の組織、活動、役割、権限等について定める政党法も存在する<sup>(26)</sup>。

現時点で議会に議席を保有し、後述する憲法協議委員会に参加した4つの政党は、以下のとおりである<sup>(27)</sup>。

・公正発展党 (Adalet ve Kalkınma Partisi : 政権与党)

1970年に設立された国民秩序党 (Milli Nizam Partisi) にはじまり、解党と後継政党の設立を繰り返してきたイスラム派政党の流れを汲む党である。2001年に設立され、2002年から現在まで政権与党である。レジェプ・タイプ・エルドアン (Recep Tayyip Erdoğan) が党首を務める。

・共和人民党 (Cumhuriyet Halk Partisi : 最大野党)

建国の父アタテュルクが1923年に設立した共和人民党を原点とする中道左派政党である。1980年クーデターによって既存政党が全て解

散されたのを機に社会民主人民主義党 (Sosyal Demokrat Halkçı Parti) と民主左派党 (Demokratik Sol Parti) に分裂したが、1992年にクーデター以前の党名使用が解禁されると、社会民主人民主義党は同年に党名を再び共和人民党に改めた。世俗主義などのアタテュルクの国家原則を擁護する立場である。

・民族主義者行動党 (Milliyetçi Hareket Partisi : 野党第2党)

1969年に設立された極右のトルコ民族主義政党である。共和人民党と同様の理由で解散された後、異なる政党名を用いた時期があるが、1993年に設立当時の党名を復活させた。

・平和民主党 (Barış ve Demokrasi Partisi : 野党第3党)

1990年に創設された人民の労働党 (Halkın Emek Partisi) を原点とする、2008年設立のクルド系の左派政党である。非暴力的な活動を通じてクルドの利益実現を求めている。

## II 憲法改正をめぐる経緯

### 1 憲法改正手続

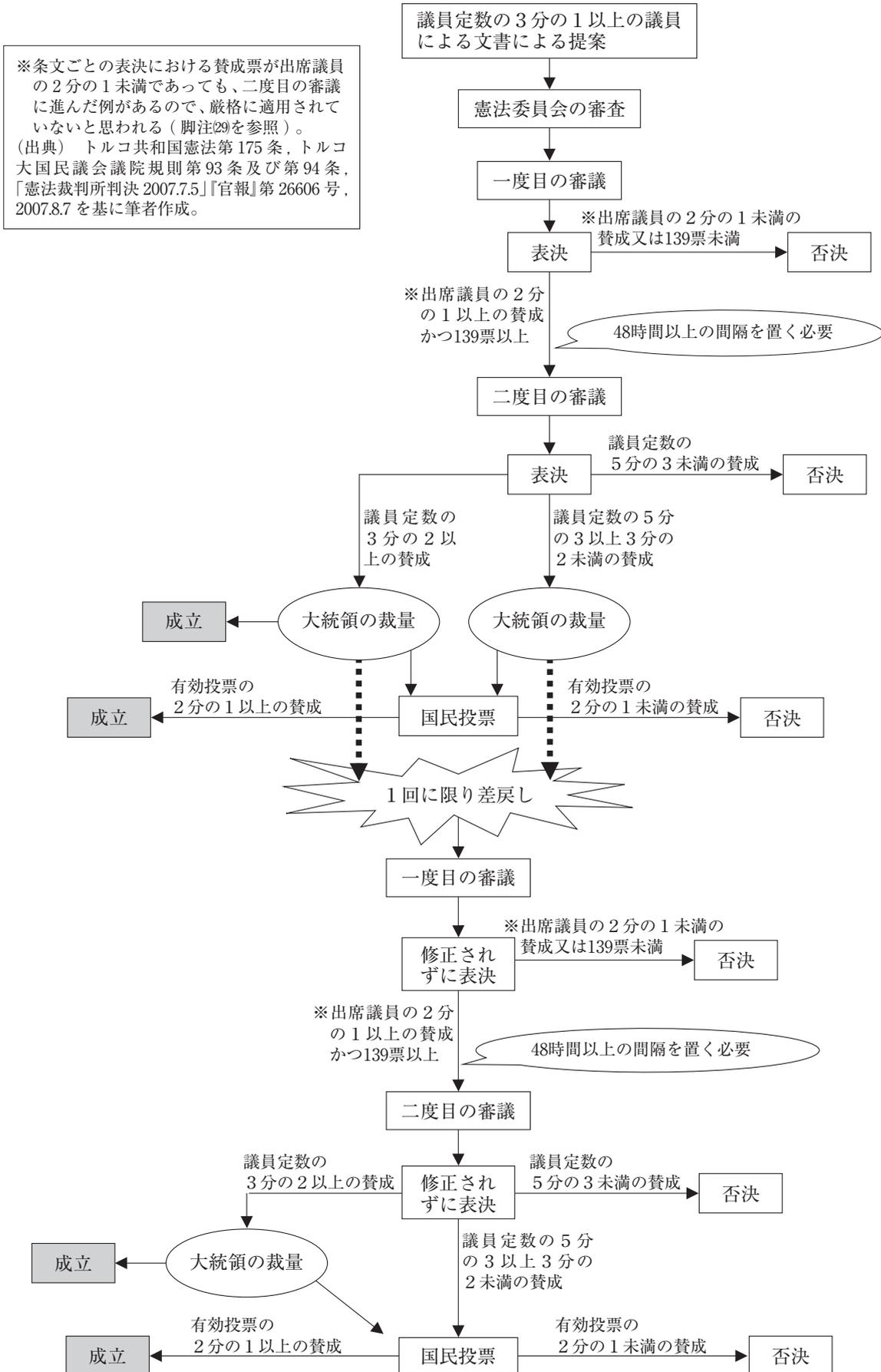
憲法第175条、議院規則及び憲法裁判所判例によれば、憲法改正手続は次のとおりである(図を参照)。大統領に差戻し権限が認められているほか、議会の特別多数決を要するなど比較的厳しい要件が課されている。

憲法改正は、議員定数(550名)の3分の1(184名)以上の議員が、文書によって提案することができる。憲法改正案は、憲法委員会 (Anayasa Komisyonu) における審査を経た後、本会議で二度の審議と表決を経る必要があり、表決は秘密投票によって行われる。二度の審議・表決は、

<sup>(26)</sup> Siyasi Partiler Kanunu (「政党法」法律第2820号 : 1983年4月24日公布)

<sup>(27)</sup> 澤江史子『現代トルコの民主政治とイスラーム』ナカニシヤ出版, 2005, pp.286-294; TBMM Kütüphanesi ve Arşiv Hizmetleri Başkanlığı, "Siyasi Partiler," *Kütüphanenin E-Kaynakları*. <[http://www.tbmm.gov.tr/kutuphane/siyasi\\_partiler.html](http://www.tbmm.gov.tr/kutuphane/siyasi_partiler.html)>

図 憲法改正手続



憲法改正の議論が性急に行われないうために規定されている<sup>(28)</sup>。

二度目の表決で議員定数の5分の3(330名)以上の賛成票を得た改正案は、以下のように次の段階に進むことが可能になる<sup>(29)</sup>。

- ① 二度目の表決における賛成票数が、議員定数の3分の2(367票)以上の場合、大統領は改正案の全部又は一部を国民投票<sup>(30)</sup>に付すことができ、そこで有効投票の過半数の賛成票を得れば憲法が改正される。この場合、国民投票は義務的ではないので、大統領の判断により、国民投票を経ずに憲法が改正されることもある。
- ② 二度目の表決における賛成票数が、議員定数の5分の3以上3分の2未満(330~366票)の場合、改正案は国民投票を経なければならない。そこで有効投票の過半数の賛成票を得れば憲法が改正される。
- ③ 二度目の表決の後、①と②いずれの場合でも、大統領は改正案を再審議のために議会に差し戻すことができる。差し戻された改正案

は、再び二度の審議と表決を経る<sup>(31)</sup>。

③-1 差し戻し後の二度目の表決で、改正案が修正されることなく<sup>(32)</sup>議員定数の3分の2以上の賛成票を得た場合、大統領は改正案の全部又は一部を国民投票に付すことができ、そこで有効投票の過半数の賛成票を得れば憲法が改正される。国民投票に付されない改正は、官報において公布される。

③-2 差し戻し後の二度目の表決で議員定数の5分の3以上3分の2未満の賛成票を得た場合、国民投票を経なければならない。そこで有効投票の過半数の賛成を得れば憲法が改正される<sup>(33)</sup>。

## 2 制定時からこれまでの改正経過

現行憲法は、1987年から2011年までの間に17回の改正を経た。一度に数十もの条文が改正されることもあり、その目的はさまざまであるが、憲法改正のおおまかな潮流は次のように整理できる。

(28) Özbudun, *op.cit.*(16), p.132.

(29) 憲法においては「審議は二度行われる」としか規定されていないが、議院規則第94条に、審議の度に表決が必要であるという規定がある。二度目の審議は、一度目の審議が終了してから48時間後でないとは開始することができない(同第93条)。なお、一度目の表決の賛成票数の要件は、議院規則に規定されていない。一度目の審議では、まず改正案全体を審議するかどうかについて表決が行われ、出席議員の過半数の賛成票数が求められるが、この要件を満たさない改正案はその時点で否決されるという。Ömer Keskinsoy, "Anayasada Değişiklik Yapma Usulü," *Gazi Üniversitesi İktisadi ve İdari Bilimler Fakültesi Dergisi*, 12(2), 2010, p.153. その後、条文一つずつについて審議・表決が行われるが、ここで求められる賛成票数は、出席議員の過半数であると一般に理解されている。Zeynep Güranlı, "Anayasa için kritik eşik 330," *Hürriyet*, 2010.3.23. <<http://www.hurriyet.com.tr/gundem/14195276.asp>> 「憲法改正案の審議と表決は、この条文の規定のほか、法律の審議と表決に関する規定に従う」という憲法第175条第2項の規定により、139票以上の賛成票が必要であると考えられる(Ⅰの2(1)(i)を参照)。しかし、一度目の表決において賛成票が出席議員の過半数を下回った条文が、二度目の審議に進んでいる例があり、厳格に適用されていないと思われる。TBMM Kütüphane ve Arşiv Hizmetleri Başkanlığı, *TBMM Tutanak Dergisi 73.Birleşim*, 2000.3.29.

(30) 議会は、憲法改正案を可決する際に、国民投票に付す場合、どの条項を一括で投票し、どの条項を個別に投票するかについても併せて決定する(第175条第7項)。なお、国民投票は次の法律に従って行われる。Anayasa Değişikliklerinin Halkoyuna Sunulması Hakkında Kanun(「憲法改正の国民投票への付託に関する法律」法律第3376号:1987年5月28日公布)

(31) 差し戻し後の審議・表決の回数については、憲法及び議院規則に明記されていないが、過去の議会議事録を確認する限り、最初の審議・表決と同じく、二度行われている。なお、議会議事録は次のサイトから入手した。TBMM Kütüphane ve Arşiv Hizmetleri Başkanlığı, *Cumhuriyet Dönemi Meclisleri Genel Kurul Tutanaklarına Erişim Sistemi*. <[http://www.tbmm.gov.tr/kutuphane/tutanak\\_sorgu.html](http://www.tbmm.gov.tr/kutuphane/tutanak_sorgu.html)>

(32) 差し戻し後に改正案が修正された場合には、大統領は再審議を求めて再度差し戻すことができると考えられる(Ⅰの2(1)(i)を参照)。

当初、憲法改正の主な目的は、制定時代に制限された政治活動の自由化であった。例えば、第1次改正（1987年5月）では1980年クーデターを擁護する表現を前文から削除し、クーデター前に政治家として活動していた者の政治活動を解禁した。また、第3次改正（1995年7月）では各種団体、組合の政治活動を自由化した。

1999年12月のヘルシンキEUサミットでトルコがEU加盟候補国となり、2001年3月に加盟準備協約<sup>(34)</sup>を締結すると、これに記載されている目標の達成を意図した憲法改正が行われた。過去の憲法改正のうち最も多い33の条文を対象とした第6次改正（2001年10月）では、例えば、基本的権利と自由を制限できる根拠として第13条に挙げられていた「国土と国民を伴う国家の不可分一体性、国民主権、共和制、国家安全保障、公的秩序を守るため」などの抽象的な文言を削除した。また、憲法裁判所によって国家原則に反するとみなされた政党に対する処分として、それまでの解散に加え、金銭的制裁を導入した。第9次改正（2004年5月）では死刑を廃止し、テロ行為等を裁く国家治安裁判所を廃止したほか、軍に対する監査権を会計検査院に付与した<sup>(35)</sup>。

トルコの政策課題の中でEU加盟の優先順位

が低下した2000年代半ば以降の憲法改正をもたらしたのは国内の政治情勢であり、その最たるものが大統領選挙に関する第14次改正（2007年10月）である<sup>(36)</sup>。大学におけるスカーフ着用解禁を意図した第15次改正（2008年2月）は、憲法裁判所判決によって無効になり、公正発展党解党訴訟をもたらした。第16次改正では26の条文を改正の対象としたが、そのうち重要なものは、司法改革であった。（第14・15・16次改正の詳細はⅣ、Ⅴで後述。）

### Ⅲ 公正発展党政権下での新憲法制定への動き

#### 1 世俗主義の原則

トルコでは、世俗主義が国家の基本的な原則の1つである。この原則を示したアタテュルクは、イスラムを後進性の象徴とみなし、トルコ共和国が西洋の一員となるために宗教が社会の目に見える部分からできる限り排除されることを目指して改革を行った<sup>(37)</sup>。共和国の創立者を自認する軍と、アタテュルクが創設した党の流れを汲む共和人民党、さらに司法機関は、今日もこの原則を遵守する使命感を持つ傾向にある。これに対して、イスラム派政党である現与

<sup>(33)</sup> 差し戻された改正案に議員定数の5分の3以上3分の2未満が賛成した場合にどうなるのかは、憲法に規定されていないので、議論の対象となっていた。Özbudun, *op.cit.*(16), p.131. 大統領選挙に関する憲法改正案（Ⅳの2を参照）について、大統領によって差し戻された後の表決の一部が議員定数の5分の3以上3分の2未満であったことから、当時のセゼル大統領と共和人民党議員が、憲法裁判所に同法案の違憲立法審査を請求した。憲法裁判所は2007年7月5日、差し戻し後の表決には必ずしも議員定数の3分の2以上の賛成票が必要ではなく、議員定数の5分の3以上3分の2未満の賛成票を得た場合であっても、国民投票で有効投票の過半数の賛成票を得れば憲法改正が可能であるという判断を示し、この請求を棄却した。「憲法裁判所判決2007.7.5」『官報』第26606号、2007.8.7.

<sup>(34)</sup> 加盟候補国の地位を獲得した国とEUとの間で締結される協約で、加盟を実現するために改善が必要な課題と、それらに対するEUからの財政支援の方法を定めたもの。候補国はこれに基づいて改革を進める。間寧「外圧と民主化—トルコ憲法改正2001年—」『現代の中東』33号、2002.7, pp.55-56.

<sup>(35)</sup> 平井由貴子「トルコのEU加盟に向けた民主化改革—クルド問題を中心に—」『筑波法政』39号、2005.9, pp.250-251.

<sup>(36)</sup> Özbudun, *op.cit.*(16), p.140.

<sup>(37)</sup> 世俗主義はもともと、国家と教会の分離を意味し、キリスト教的価値観に基づくものであるとされる。アタテュルクの改革により、トルコでは国民が「イスラム派」（イスラム的な価値を重視し、それを公的な場でも発露させたいと望む人々）と「世俗派」（アタテュルクの改革を支持し、公的な場に宗教色が現れることを嫌う人々）に色分けされていった。新井政美編著『イスラムと近代化—共和国トルコの苦闘—』講談社、2013, pp.20-39.

党の公正発展党は、宗教に対して国が中立的な態度をとり、公共の場においても信教の自由や宗教的行為が妨げられない社会を目指しているとされる<sup>(38)</sup>。

世俗主義の原則は、多くの法令において詳細に定められている。憲法においては、共和国の性質を定める第2条、政党の活動原則を定める第68条のほか、信教の自由を定める第24条第5項では、いかなる者も、いかなる方法であっても、個人的又は政治的な利益や影響力を確保する目的や、国家のさまざまな秩序を教義に適合させる目的で宗教を利用してはならないと規定されている。

## 2 エルドアン首相の政治活動歴とイスラム派政党

2003年から首相を務めるエルドアンは、宗教指導者養成学校などに学んだ後、大学在学中の1970年代に国民救済党 (Milli Selamet Partisi) 青年部のイスタンブール支部長を務めた。この政党は、1971年に解党されたイスラム派の国民秩序党の後継政党である。1980年のクーデターで既存政党が全て解散された後、イスラム派政党として福祉党 (Refah Partisi) が結成されると、エルドアンは同党のメンバーとして活動した。1994年には地方選挙でイスタンブール市長に選出され、政治家として優れた手腕を発揮した。しかし、1997年12月に行われた政治集会におけるイスラム的な演説が、宗教上の主張を掲げて国民を扇動することを禁じた当時の刑法第312条に抵触するとして逮捕され<sup>(39)</sup>、1998年11月に市長を辞職し、約4か月間服役

した<sup>(40)</sup>。

ところで、1980年クーデター後、世界銀行等で勤務した経験を持つトゥルグット・オザル (Turgut Özal) 首相が主導する改革によってトルコの経済状況は改善したが、貧富の格差が是正されることはなかった。こうした中、貧困層へのセーフティネットを用意したのが、イスラム派政党であった。食糧支援や公的支援のための手続代行などの草の根の活動を重視し、民衆の支持を得た結果、福祉党は1995年の総選挙で僅差で第1党となり、96年から連立政権の中核を担った<sup>(41)</sup>。しかし、同党はやがてイスラム色の強い行事を催し、世俗派の感情を逆なでするようになった。これに対して1997年2月28日、軍人が半数を占める国家安全保障会議は、アタテュルクに敵対する行為を断固取り締まるなどの決議を行い (2月28日キャンペーン)、約4か月後に政権は崩壊した。翌年1月、世俗主義原則への抵触を根拠として憲法裁判所によって福祉党の解散が決定されると、美德党 (Fazilet Partisi) が事実上の後継政党となったが、これも同様の理由で2001年に解党された<sup>(42)</sup>。

美德党に所属していた議員の若手は、非議員のエルドアンを党首として公正発展党を結成した。イスラム派政党への民衆の支持を背景に、前政権の、経済危機を招いた失政や汚職とは反対のクリーンな印象も手伝い、同党は2002年の総選挙で圧倒的勝利を収めた。2003年にはエルドアンが首相に就任した<sup>(43)</sup>。公正発展党は2007年と2011年の総選挙でも議会の単独過半数を獲得し、現在まで政権を維持している。

(38) Ahmet T. Kuru, *Secularism and state policies toward religion: the United States, France, and Turkey*, New York: Cambridge University Press, 2009, pp.168-170.

(39) 新井編著 前掲注(37), pp.214-216.

(40) Türkiye Cumhuriyeti Başbakanlık, "Özgeçmiş: Sayın Recep Tayyip Erdoğan." <[http://www.basbakanlik.gov.tr/Forms/\\_Global/\\_PrimeMinister/pg\\_PrimeMinister.aspx](http://www.basbakanlik.gov.tr/Forms/_Global/_PrimeMinister/pg_PrimeMinister.aspx)>

(41) 首相の任命権を持つのは大統領である。世俗主義の否定を懸念した当時のスレイマン・デミレル (Süleyman Demirel) 大統領は、当初、福祉党を除く2党に組閣を命令したが、これが約3か月で崩壊すると、福祉党党首ネジメッティン・エルバカン (Necmettin Erbakan) が首相に任命された。

(42) 新井編著 前掲注(37), pp.209-214.

### 3 新憲法制定に向けた動き

#### (1) 公正発展党の新憲法制定の模索

公正発展党は2007年7月の総選挙の公約で、「文民による」「社会の契約」たる新しい憲法の制定を約束した<sup>(44)</sup>。同党が新憲法制定の提案を行った理由として、以下の3点を挙げることができる。

まず、軍の主導によって制定された現行憲法が、トルコの民主主義の阻害要因となっているという同党の主張である。実際にエルドアン首相は、「国家を称賛し、社会を監視下におくことを目標とした1982年憲法によって、トルコは普遍的で民主的な基準から後退し、問題のある政治制度を強いられた。(中略)トルコでたびたび発生する困難の根本的な原因は、憲法にある。(中略)もちろん新憲法は全ての問題を解決する魔法の杖ではない。しかし、文民による民主的な政治手続において、可能な限り共通の相互理解によって作られる新憲法は、トルコの精神的な障壁を除去し、民主主義を前進させることは疑いない。」と述べている<sup>(45)</sup>。

次に、総選挙を前に、民主化改革の進展を訴える必要があったことである。公正発展党政権は、その発足当初から、EU加盟交渉の要件とされたトルコの民主化という目標を優先課題と

してきた<sup>(46)</sup>。しかし、そのための改革は2005年以降に停滞し、党内の一部に失望と批判をもたらしたと言われている。停滞の理由として、①EU加盟交渉が2005年10月に開始されて軌道に乗ったことにより、民主化改革の緊急性が却って弱まったこと、②トルコのEU加盟に対するEU内の一部の反対意見が、トルコ社会に民族主義的で「反EU」の世論をもたらしたこと、③改革の進展により、残された課題がそれまでよりも困難な内容(クルド問題・キプロス問題<sup>(47)</sup>の平和的解決や、軍の政治への影響力の縮小など)になったことが挙げられるという。新憲法の提案は、こうした逆境の中、なお改革の前進を目指すという姿勢を示すために掲げられたとみることができる<sup>(48)</sup>。

最後に、大統領選挙をめぐる2007年5月の憲法裁判所判決が、新憲法提案への直接的な引き金となった(IVの2を参照)<sup>(49)</sup>。

さて、総選挙直前の2007年6月、エルドアン首相は、大学教授等を務める6名の憲法学者<sup>(50)</sup>に新憲法草案の作成を依頼した。作成された草案の内容は、国民に保障された基本的権利と自由に課されている制約を撤廃すること<sup>(51)</sup>、政党の解散の基準を厳格化して政治的自由を拡大すること、法治国家の原則の強化、

(43) 憲法第76条第2項(当時)の「イデオロギー的又は無政府的行動に参加した罪」の受刑者は、恩赦を得ても国会議員に選出されることができない、という規定により、エルドアンはこの選挙に立候補することができなかった。エルドアンに被選挙資格を得させるために、かぎ括弧内を「テロ活動に参加した罪」と変更する憲法改正が公正発展党主導で2002年12月に行われた。これを受けて、エルドアンは2003年3月9日のシイルト県の国会議員補欠選挙に立候補して当選し、同月15日に首相に就任した。

(44) Özbudun, *op.cit.*(16), p.141.

(45) Recep Tayyip Erdoğan, “Yeni Bir Türkiye İçin, Yeni Bir Anayasa,” *Yeni Türkiye*, 50 (Yeni Anayasa Özel Sayısı), 2013.1-2, pp.26-27.

(46) William Hale and Ergun Özbudun, *Islamism, democracy and liberalism in Turkey: the case of the AKP* (Routledge studies in Middle Eastern politics 11), New York: Routledge, 2010, p.55.

(47) キプロスは、1974年の内戦をきっかけにトルコ系住民保護を目的としてトルコ軍が侵攻した後、南北に分断された状態にある。トルコ系キプロスは1983年に独立を宣言したが、トルコ以外には国家承認されていない。外務省「キプロス共和国」『各国・地域情勢』(2014.1.20.最終更新) <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cyprus/data.html>>

(48) Hale and Özbudun, *op.cit.*(46), p.67.

(49) Özbudun, *op.cit.*(16), p.140.

(50) グループの長は、憲法学について数多くの著作を持つエルギュン・オズブドゥン(Ergun Özbudun)教授であった。

憲法裁判所などの司法機関の人選の一部を議会が担うこと、大統領の極めて強大な権限を制約することなどを含んでいた<sup>(52)</sup>。2007年当時の憲法よりも大幅に民主的なものと評価する声もあったが、一方で、この草案に対しては、世俗主義原則を弱めるのではないかと、与党の独裁を許すのではないかと、公正発展党の隠れた意図を猜疑する声も上がったという<sup>(53)</sup>。

公正発展党は、広く社会の合意を得るために憲法草案を長期間社会の議論に供した後、議会に正式に提案することを計画していた。しかし、2008年のいわゆるスカーフ判決と公正発展党解党訴訟によって、この計画はいったん立ち消えになった（Vの1を参照）<sup>(54)</sup>。

公正発展党はこれらの判決によって司法改革の必要性を痛感し、2010年の憲法改正でそれを実行する（Vの2を参照）。野党は、司法の独立を脅かすなどとして公正発展党に対して激しいネガティブ・キャンペーンを展開したが<sup>(55)</sup>、改正案は国民投票で58%の賛成票を得た。この結果に衝撃を受けた野党は、憲法改正に対する立場を見直さざるを得なかった。2011年6月の総選挙では全ての政党が新憲法制定を公約に掲げたという<sup>(56)</sup>。

公正発展党は、この2011年総選挙における公約として「2023年目標」<sup>(57)</sup>を掲げ、その中で新憲法制定の必要性を改めて強調した。公約には具体的な改正案は明記されていないが、2007年の草案同様、国民の基本的権利と自由の保障の水準を向上するという理念が掲げられた。さらに、議会だけでなく社会においても、十分な議論を行わなければならないと記されている<sup>(58)</sup>。

## (2) 憲法協議委員会の設置と解散

公正発展党は、2011年選挙で327議席を獲得したが<sup>(59)</sup>、憲法改正のためには議員定数の5分の3以上の議員の賛成票（330票）が必要なため、同党単独では憲法を改正することができない。

2011年10月、新憲法起草を目的に、議会に憲法協議委員会（Anayasa Uzlaşma Komisyonu）が設けられた。委員長は議会の議長である。委員は、議席を持つ4つの政党（公正発展党、共和人民党、民族主義者行動党、平和民主党）から3名ずつの12名で構成された。公正発展党のブルハン・クズ（Burhan Kuzu）委員は、落ち着いた状況<sup>(60)</sup>でかつ全政党の合意に基づき憲法を制定するために、憲法協議委員会で草案を作

(51) 一例として、現行憲法第14条（基本的権利と自由の濫用禁止）第1項に規定されている「憲法上の権利と自由に関するいかなる規定も、国土と国民を伴う国家の不可分一体性を侵害し、又は人権を基礎とする民主的で世俗的な共和国を否定する目的で行使してはならない。」という文言の撤廃が挙げられる。

(52) Ergun Özbudun et al., “Özbudun Raporu: Türkiye Cumhuriyeti Anayasa Önerisi'nin Getirdiği Yenilikler,” *Yeni Türkiye*, 50 (Yeni Anayasa Özel Sayısı), 2013.1-2, pp.1079-1089.

(53) Hale and Özbudun, *op.cit.*(46), pp.66-67.

(54) *ibid.*, p.67.

(55) Özbudun, *op.cit.*(16), p.149.

(56) Vahap Coşkun, “Constitutional Amendments Under the Justice and Development Party Rule,” *Insight Turkey*, 15 (4), Fall 2013, pp.95-113.

(57) 2023年はトルコ共和国建国100周年にあたる節目の年である。

(58) AK Parti, *Türkiye Hazır Hedef 2023*, pp.15-17. この公約は公正発展党の公式ウェブサイトから入手したが、現在は該当資料にアクセスすることができない。なお、現在は同サイトに「2023年政治ビジョン」が公開されており、ここでも新憲法制定の目標が掲げられている。AK Parti, *2023 Siyasi Vizyonu*, 2012.9.30, pp.17-19. <<http://www.akparti.org.tr/upload/documents/akparti2023siyasivizyonuturkce.pdf>>

(59) 離党などにより現在は319議席である。“Türkiye Büyük Millet Meclisi Milletvekilleri Dağılımı.” トルコ大国民議会公式ウェブサイト <[http://www.tbmm.gov.tr/develop/owa/milletvekillerimiz\\_sd.dagilim](http://www.tbmm.gov.tr/develop/owa/milletvekillerimiz_sd.dagilim)>

(60) 現行憲法も、その前の憲法（1961年制定）も、クーデターを実行した軍の主導により起草されたことを受けている。

成することにしたと述べている<sup>(61)</sup>。

憲法協議委員会議事規則<sup>(62)</sup>によると、協議は基本的に非公開であり、委員会の議事録も、その任務が終了するまで非公表とされた。また、同委員会の下部組織として、情報の収集・分析と報告書の作成を担う3つの専門委員会が設けられた。第一委員会は各政党や政府機関と連絡調整を図り、第二委員会は民間組織、業界団体、労働組合の意見を吸い上げる。第三委員会は市民の意見を直接受け付けるが、そのために専用のウェブサイトを立て上げた<sup>(63)</sup>。これらの専門委員会には、各種団体や市民からの数多くの提案や意見書が寄せられたという<sup>(64)</sup>。

委員会は当初、2012年中に任務を終了することを目指していたが、協議が難航したため設置期間の延長が繰り返された。2013年12月、以後の協議の進展が望めず、2014年以降重要な選挙等の政治日程が立て込む中、委員会は解散された。その際、委員長は、憲法協議委員会では合意に基づき憲法を起草することが難しく、新たな展開が見られないうちは委員会が再招集されることはないだろうと述べた<sup>(65)</sup>。

### (3) 前文と一般原則に関する各政党の提案の特徴

2013年4月、4党は、前文と一般原則に関する提案を、それぞれ憲法協議委員会に提出した。以下に各党の提案の特徴を紹介する。

#### ・公正発展党（本稿末尾に抄訳を掲載）

前文が簡潔なものになり、アタテュルクを称賛する文言やトルコ民族主義的な表現が取り除かれている。現行の第3条で「トルコ国の言語はトルコ語である」となっている箇所は、「公用語はトルコ語である」と改められ、トルコ語以外の言語の使用緩和を視野に入れた文言となっている。「共和国の性質」の項目には世俗主義原則を含むが、これを改正不可とする現在の憲法第4条の規定を削除している<sup>(66)</sup>。

#### ・共和人民党

大幅に変更した前文において、アナトリアで出合った諸文明の継承者であるトルコ共和国の人々が、建国の武勇伝を世界に知らしめ、抑圧された諸民族の先導者となった旨を記した。また、現在の第1条から第4条までの規定をそのまま維持した<sup>(67)</sup>。

#### ・民族主義者行動党

大幅に変更した前文において、憲法を「古来自由であったトルコ民族と愛する祖国の永遠の存在、独立、不可分一体性、主権の無条件かつ無制限な民族への帰属という原則に基づき起草された」ものとした。第1条から第4条までの規定を堅持し、これらを「絶対に譲れない原則」としている<sup>(68)</sup>。<sup>(69)</sup>

(61) Burhan Kuzu, "Anayasa Yapım Süreci ve Neden Başkanlık Sistemi?," *Yeni Türkiye*, 50 (Yeni Anayasa Özel Sayısı), 2013.1-2, p.71. なお、クズ議員は議会の常任委員会である憲法委員会の委員長である。

(62) "Türkiye Büyük Millet Meclisi Anayasa Uzlaşma Komisyonunun Çalışma Usulleri." <<https://yenianayasa.tbmm.gov.tr/calismaesaslari.aspx>>

(63) Kuzu, *op.cit.*(61)

(64) *ibid.*, p.74.

(65) "Anayasa Uzlaşma Komisyonu feshedildi," *Milliyet*, 2013.12.25. <<http://siyaset.milliyet.com.tr/anayasa-uzlasma-komisyonu/siyaset/detay/1812914/default.htm>>

(66) "AK Parti'nin Yeni Anayasa Önerisi...," *Meclis Haber*, 2013.4.5. <[http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber\\_portal.aciklama?p1=124914](http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber_portal.aciklama?p1=124914)> 4党の提案については、Meclis Haber(議会ニュース)のほか、「Anayasa Önerileri」, *Milliyet*, 2013.4.6, p.24を参照。邦訳にあたっては、このミツリイエット紙記事を翻訳した次の資料を参照した。「各党の新憲法案、出そろおう」『日本語で読む中東メディア』2013.4.6. 東京外国語大学ウェブページ <<http://www.el.tufs.ac.jp/prmeis/src/read.php?ID=29619>>

(67) "CHP'li Kart ve Türmen'in Ortak Basın Toplantısı...," *Meclis Haber*, 2013.4.5. <[http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber\\_portal.aciklama?p1=124903](http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber_portal.aciklama?p1=124903)>

## ・平和民主党

クルド系の政党である平和民主党は、少数派の価値観や言語が尊重されるような改正を実現させようとしており、憲法第2条に次のような文言を挿入することを提案した。「国家は、多様なイデオロギー、宗教、信条、生き方を認め、社会の多様な在り方に対して中立を維持する。国家は、いかなるイデオロギー、宗教、信条、生き方も推奨せず、これらを規制しない。国家の行政構造は、地方分権の原則によって規定されるが、国家の不可分一体性に抵触してはならない。」さらに、第3条に、「国家の公用語は、トルコ語である。全ての国民は公用語を学ぶ義務と権利がある。トルコの人々が使用する他の母語は、地方議会の決定によって、第二公用語として使用することができる。あらゆる者は、私生活と公的領域において、公用語の他に自身の母語を使用する権利を持つ。」と加えることを提案した。<sup>(70)</sup>

以下IVからVIまででは、新憲法制定をめぐる主な論点の中から3つを紹介する。

## IV 議院内閣制から大統領制へ？

### 1 大統領の権限

大統領は、国家元首としての役割を持ち（Iの2(1)(ii)を参照）、例えば以下のような権限を持つ（第104条第2項以下）。

#### (1) 立法に関するもの

- ・トルコ大国民議会を必要な場合に招集すること。
- ・法律を公布すること。
- ・議会が可決した法案を、再審議のために議会

に差し戻すこと。

- ・憲法改正に関する法律を、必要と認める場合、国民投票に付すこと。
- ・憲法違反と判断した法令の違憲立法審査を憲法裁判所へ請求すること。
- ・内閣が議会の信任を得られない場合に議会を解散すること。

#### (2) 行政に関するもの

- ・首相を任命し、辞職を承認すること。
- ・首相の提案に基づき大臣を任免すること。
- ・参謀総長を任命すること。
- ・国家安全保障会議を招集すること。
- ・恩赦を行うこと。
- ・国家監査委員会の構成員と委員長を任命すること。
- ・高等教育機構の構成員を選任すること。
- ・大学長を選任すること。

#### (3) 司法に関するもの

- ・司法機関の構成員の一部を選任すること（Vの2を参照）。

## 2 大統領選挙に関する憲法改正

現行憲法制定時には大統領は、議会によって選出され、任期は7年で再選禁止と規定されていた。2007年10月の憲法改正により、大統領は国民による直接選挙で選出されることとなり、任期は5年で二度まで選出可能と変更された。

この憲法改正は、当時の大統領選挙をめぐる政治的混乱を受けたものであった。2000年5月に就任した当時のアフメト・ネジデト・セゼル（Ahmet Necdet Sezer）大統領の任期満了に伴い、公正発展党は、副党首及び外務大臣であっ

<sup>(68)</sup> Faruk Bal, “Anayasa Değişikliği Beklentisi,” *Yeni Türkiye*, 50 (Yeni Anayasa Özel Sayısı), 2013.1-2, p.124.

<sup>(69)</sup> “MHP'nin Yeni Anayasa Önerisi...,” *Meclis Haber*, 2013.4.5. <[http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber\\_portal.aciklama?p1=124900](http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber_portal.aciklama?p1=124900)>

<sup>(70)</sup> “BDP'nin Yeni Anayasa Önerisi...,” *Meclis Haber*, 2013.4.5. <[http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber\\_portal.aciklama?p1=124915](http://www.meclishaber.gov.tr/develop/owa/haber_portal.aciklama?p1=124915)>

たアブドゥッラー・ギュルを次期大統領候補者として擁立した。ギュルは、エルドアンと同様にイスラム派の福祉党で議員活動を行った経験を持ち、公正発展党設立時の中心メンバーの1人であった。

当時の憲法では、大統領選出のための議会における投票は、最大4回まで認められており、第1回又は第2回の投票で大統領に選出されるためには、議員定数の3分の2以上(367以上)の票を獲得する必要があると規定されていた。どの候補も当該票数を獲得できないときは、第3回又は第4回の投票において議員定数の2分の1以上(275以上)の票を獲得すればよいことになっていた<sup>(71)</sup>。(2007年10月改正前の憲法第102条)公正発展党は、2002年の総選挙で363議席を獲得していたので、ギュルが第3回又は第4回の投票で選出される見通しであった。

2007年4月27日に行われた第1回投票の投票総数は、共和人民党等の棄権により361票であり、そのうち357票がギュルを支持するものであった。しかし、イスラム派の候補に不満を抱いた共和人民党が、大統領選挙における定足数は議員定数の3分の2(367議席)であると主張して、この手続は違憲であるという訴えを憲法裁判所に提起した。議会の定足数は議員定数の3分の1(184議席)であると定められているにもかかわらず(第96条第1項)、憲法裁判所はこの訴えを認め、5月1日、第1回投票は違憲と判断した<sup>(72)</sup>。これを受けて公正発展党は

総選挙の前倒しを決定し、憲法改正に着手した。大統領の選出方法を議会における選挙から国民の直接選挙とし、任期を7年から5年とする憲法改正案は、5月31日に議会の可決を得て、10月21日の国民投票によって成立した。さらに、7月22日に行われた総選挙で共和人民党の議席が約4割減少したため、同党議員全員が棄権したとしても投票総数が議員定数の3分の2を下回ることがなくなった<sup>(73)</sup>。2007年8月28日、第3回投票で339票を獲得したギュルは、第11代大統領<sup>(74)</sup>に就任した。

さて、ギュル大統領の任期が満了する2014年、初めて国民の直接選挙によって大統領が選出されることになる。エルドアン首相は2013年5月、訪米中の記者会見において、この選挙に立候補し、政党所属の大統領<sup>(75)</sup>を目指すことを述べた<sup>(76)</sup>。国民の直接選挙を経る次期大統領は、民主的な正当性や権威が強化されるので、トルコの政治制度は現在の議院内閣制から半大統領制に近づくと言われている<sup>(77)</sup>。公正発展党はさらに、以下のような大統領制を導入することを提案した。

### 3 公正発展党による大統領制の提案

公正発展党は2013年3月、同党支持者から理解を得るために作成した小冊子<sup>(78)</sup>において、大統領制の導入を提案した。それによると、大統領制を導入する最大の目的は、政治の安定性確保であるという。1980年クーデターの直前、

(71) 第4回投票でどの候補も過半数の票を獲得できない場合、議会は解散されることになっていた。

(72) 「憲法裁判所判決2007.5.1」『官報』第26511号, 2007.5.3.

(73) 民族主義者行動党が70議席を獲得し、棄権するのではなく独自の大統領候補を擁立したことも、定足数を満たした要因である。

(74) ギュルが大統領に選出されるまでは、憲法第102条の規定に基づきセゼル大統領が暫定的に任務を継続していた。

(75) 現在は憲法第101条第4項の規定により、大統領に選出された者は党籍を離脱しなければならない。公正発展党の大統領制に関する条文案ではこの規定が削除されているが、これはエルドアン首相が政党所属の大統領を目指したためであると考えられる。

(76) Derya Sazak, "Başkanlığa giden yol," *Milliyet*, 2013.5.20. <<http://gundem.milliyet.com.tr/baskanliga-giden-yol/gundem/ydetay/1711042/default.html>>

(77) Özbudun, *op.cit.*(16), p.75.

(78) AK Parti, *Türkiye Başkanlık Sistemini Konuşuyor*, 2013.3, pp.6-7.

単独与党が存在しないことによる短命の内閣は、政治・経済・社会の混乱の要因となった。これに対して2002年以降、公正発展党の単独政権によって政治は安定し、経済、社会のレベルと国際的地位が向上したが、こうした安定は、議院内閣制の下ではいつでも失われる危険があるから、大統領制を導入すべきと言うのである。

憲法協議委員会委員を務める公正発展党のアフメト・イイマヤ (Ahmet İyimaya) 議員によると、同党の大統領制の提案では、「行政権は大統領に属する」、「大統領は政策を総合的に遂行する」という規定を設けることになる。現在「行政権は、大統領と内閣によって行使される」(憲法第8条)、「首相は、(中略)政府の総合的な政策の遂行を監督する」(憲法第112条)と規定されているのとは対照的である<sup>(79)</sup>。以下では、同党の具体的な提案のうち主なものを紹介する。

#### (1) 大統領令

現在の主な行政命令には、以下の3つのものがある<sup>(80)</sup>。

- ・立法命令 (kanun hükmünde kararname) : 法律に基づき議会が内閣に制定を委任する、法律と同等の効力を有する命令である。非常事態を除き、憲法で保障された基本的権利等については制定してはならない。(第91条)
- ・政令 (tüzük) : 法律に明記された場合に限り、内閣が制定することができる。法律の不備を補完することや、法律で委任された事項を定めることを目的とする。(第115条)
- ・規則 (yönetmelik) : 首相、大臣及び公的機関が制定することができる。それぞれの所掌に関連する法律及び政令の施行に当たり必要な

項目を定めることを目的とし、法律や政令に矛盾してはならない。(第124条)

公正発展党は、大統領が規則を定められるようにすることに加え、大統領令 (Başkanlık kararnamesi) という新たな行政命令の新設を提案した。その内容は次のとおりである<sup>(81)</sup>。

大統領は、政策の総合的な遂行に当たり必要な案件について大統領令を制定することができる。大統領令は、法律の明文の規定が無い場合に限って制定することができる。個人の権利及び自由と、政治的な権利及び自由は、大統領令によって制約することはできない。同一の案件で大統領令と法律の規定が異なることになった場合には、法律の規定が適用される。

この提案について、2007年に公正発展党憲法草案の起草を担当したエルギュン・オズブドゥン教授は、大手新聞への寄稿の中で批判的な見解を述べている。それによると、大統領が議会を無視して行政命令を制定することは、ラテン・アメリカ諸国に見受けられ、大統領制の墮落とみなされる傾向にあるという。さらに、「政策の総合的な遂行に当たり」という表現はあいまいであり、対象となる範囲が不明確であるとしている。「法律に明文の規定が無い場合に限って制定することができる」という条件についても、そのような規定があるかどうかは常に争点となっているので、この問題をめぐり大統領と議会の間絶えず紛争が起こる危険性があると指摘している<sup>(82)</sup>。

(79) Ahmet İyimaya, "Başkanlık Sistemini Tartışmak yahut AK Parti Modeli," *Yeni Türkiye*, 51 (Başkanlık Sistemi Özel Sayısı), 2013.3-4, pp.59-60. この資料の脚注(15)において、公正発展党の大統領制に関する憲法改正の条文案として第22条から第29条までが紹介されている。なお、条文案全体については、今回調査した範囲では入手することができなかった。

(80) Adnan Güriz, "Sources of Turkish Law," Tuğrul Ansay et al., eds., *Introduction to Turkish Law* (Introduction to international law), Sixth edition, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2011, pp.7-9.

(81) İyimaya, *op.cit.*(79), p.60.

## (2) 国会議員と大統領の同時選挙

公正発展党は、「トルコ大国民議会議員選挙と大統領選挙は、5年に一度、同じ日に行われる」という仕組みを提案した。イイマヤ議員は、大統領制の大きなジレンマは、大統領の所属政党と議会の多数派政党が異なる場合に、大統領と議会の意思が一致せず政策決定が困難になることだとしている。大統領と議会の選挙が同時に行われれば、このジレンマを無くすことができると主張している<sup>(83)</sup>。

## (3) 議会解散と大統領再選挙

公正発展党はさらに、「トルコ大国民議会又は大統領はそれぞれ、お互いの選挙をやり直す決定をすることができる。議会が大統領の2期目に大統領選挙をやり直す決定をした場合には、大統領は再度候補者になることができる」という仕組みを提案した。この仕組みの下では、大統領が議会を解散する場合には同時に大統領も辞職しなければならず、議会が大統領選挙をやり直す決定をした場合には同時に議会も解散しなければならないということになる。

イイマヤ議員は、アメリカでは大統領が解散権を持たないがゆえに身動きがとれなくなることがあり、それを改善するためにこの仕組みを提案したと述べている。両者とも安易に解散・罷免を求めないだろうし、早期選挙よりは事態の打開を図ることを選択するだろうが、それでもなお解散・罷免を選択することがあれば、それは真に国民の判断を仰ぐべきときだろうとしている<sup>(84)</sup>。

オズブドゥン教授は、以上(2)と(3)の提案について、選挙のやり直しによって議会と大統領の関係がそれまでと異なる構図になる保証はどこにも無いし、議会と大統領の選挙制度が異なること、有権者がそれぞれの選挙で異なる動機や基準で投票する可能性があることから、構図が変わらない可能性は増大すると指摘している。結果としてこの仕組みが、大統領制に期待される安定性と実行力という利点を損ないはしないかと懸念している。<sup>(85)</sup>

公正発展党が提案する大統領制が、世界中で前例が無いものだと批判されていることについて、イイマヤ議員は「トルコは常に前例を探さなければならないのか。自身がモデルになるのはならないのか。これは特別な、トルコならではの大統領制である。」と反論している<sup>(86)</sup>。しかし、共和人民党と民族主義者行動党からは「公正発展党の独裁につながる」という批判が相次いだ<sup>(87)</sup>。

## V 司法改革

## 1 公正発展党の試みとその挫折

公正発展党は、信教の自由が公的領域においても妨げられないことを法的に保障するため、2008年に憲法改正を行ったが、以下の憲法裁判所判決により公布直後に無効となった。

## (1) スカーフ判決

2007年の総選挙で引き続き政権を獲得した

<sup>(82)</sup> Ergun Özbudun, “Hükümet sistemi tartışmaları 2,” *Zaman*, 2013. 4. 9. <[http://www.zaman.com.tr/yorum\\_hukumet-sistemi-tartismalari2\\_2075548.html](http://www.zaman.com.tr/yorum_hukumet-sistemi-tartismalari2_2075548.html)>

<sup>(83)</sup> İyimaya, *op.cit.*(79), p.61.

<sup>(84)</sup> *ibid.*, p.60.

<sup>(85)</sup> Özbudun, *op.cit.*(82)

<sup>(86)</sup> İyimaya, *op.cit.*(79), p.59.

<sup>(87)</sup> 例として Atilla Kart (憲法協議委員会委員を務める共和人民党議員), “Anayasa Uzlaşma Komisyonu Çalışmalarımız,” *Yeni Türkiye*, 50 (Yeni Anayasa Özel Sayısı), 2013.1-2, p.111; Faruk Bal (憲法協議委員会委員を務める民族主義者行動党議員), “Anayasa Değişikliği Beklentisi,” *Yeni Türkiye*, 50 (Yeni Anayasa Özel Sayısı), 2013.1-2, p.125.

公正発展党は、大学構内における学生のスカーフ着用の解禁を意図した憲法改正に着手した<sup>(88)</sup>。

ムスリム女性のスカーフ着用は、イスラムの聖典コーランにある「大事なところは慎み深く隠すように」という文言から発展したものであり、着用習慣の有無やスカーフの種類は地域や信徒によってさまざまである。イスラム復興主義が芽生えた20世紀半ばからは、西洋近代主義への異議申立ての手段や、ムスリム・アイデンティティの象徴として着用される例が見受けられる。<sup>(89)</sup>

トルコでは、公的な場におけるスカーフ着用は、世俗派にとっては社会のイスラム化の象徴であり容認しがたいものである一方、イスラム派にとっては信教の自由を象徴するものであり、長年争点になってきた<sup>(90)</sup>。祖国党(Anavatan Partisi)<sup>(91)</sup>政権下の1988年、イスラム派の側面を持つトゥルグット・オザル<sup>(92)</sup>首相の主導により、学内のスカーフ着用を認める規定を挿入した改正高等教育法が制定されたが、翌年、世俗主義を掲げる憲法第2条及び信教の自由を定める第24条の規定を根拠に憲法裁判所によって違憲無効とされた。この判例がスカーフ着用禁止の法的根拠の1つとなった<sup>(93)</sup>。

公正発展党は2008年2月、この判例を覆すための憲法改正案を議会で成立させた。この改正は、法の下での平等を定める憲法第10条に「公的機関はあらゆる公的サービスの提供において法の下での平等の原則に従わなければならない」

という規定を追加し、教育の義務と権利を定める第42条に「高等教育の権利の行使は法律に明記されない理由によって妨げられない」という規定を追加するものであった。この改正により、公的機関である大学は、スカーフの着用有無にかかわらず学生に対して平等にサービスを提供する義務を負い、学生は、スカーフの着用という法律に明記されない理由によって、大学教育を受ける権利を剥奪されないことになる。改正案は議員定数の3分の2以上の賛成票を得たため、国民投票を経ずに公布されたが、その直後、世俗派の共和人民党議員らが世俗主義に反するとして違憲立法審査を憲法裁判所に請求した<sup>(94)</sup>。

憲法裁判所が憲法改正について判断する際は、その手続に不備がないかどうかという形式的観点に限定して判断しなければならないとされる。すなわち、議会における改正の提案と可決のための定数の規定が満たされているかどうかと、改正について二度の審議と表決を経たかどうかに限って判断することになっている(第148条第1項及び第2項)。しかし、憲法裁判所は、同年6月の判決において、「憲法改正は、憲法第1条から第3条までの改正の提案を禁止する憲法第4条に抵触してはならない」という論理を導き、世俗主義を定める第2条の実質的改正の提案に当たるとしてこの改正を違憲無効とした<sup>(95)</sup>。

この判断は、大きな議論を呼んだ。憲法第1

<sup>(88)</sup> この問題への着手が2007年になったのは、2002年に政権を獲得した公正発展党の当初の課題が、2001年に勃発した経済危機からの国の立て直しであったからである。新井編著 前掲注(37), p.225.

<sup>(89)</sup> 大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店, 2002, p.193.

<sup>(90)</sup> 新井編著 前掲注(37), p.226.

<sup>(91)</sup> 1983年にオザルを党首として設立され、83年から91年まで単独政権を担った中道右派政党で、2009年に民主党に吸収合併された。澤江史子「トルコ 政党」『中東・イスラーム諸国の民主化』NIHU プログラム・イスラーム地域研究東京大学拠点 (2013.12.2. 最終更新) <[http://www.lu-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me\\_d13n/database/turkey/political\\_party.html](http://www.lu-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n/database/turkey/political_party.html)> なお、両党とも2002年以降は議席を獲得していない。

<sup>(92)</sup> オザルは、神秘主義教団の有力メンバーの弟を持ち、かつてイスラム派政党から立候補して落選した経験を持つ。

<sup>(93)</sup> 小泉洋一「トルコにおけるライクリッキの原則と憲法裁判所—2008年の二判決におけるライクリッキー—」『甲南法学』51巻3号, 2011.3, pp.519-521.

<sup>(94)</sup> 形式的違憲立法審査の請求は、対象となる憲法改正の公布日から10日以内に行わなければならない。(第148条第2項)

条から第3条までの規定は、幅広い概念を含み、その解釈の仕方次第であらゆる憲法改正を違憲と判断する根拠となり得るからである<sup>(96)</sup>。

## (2) 公正発展党解党訴訟

スカーフ判決が下される前の2008年3月、最高検察庁は、公正発展党の解党訴訟を憲法裁判所に提起した。その理由は、スカーフ解禁を目指した同党の活動が、「政党の規則、綱領及び行動は、国家の独立、国土と国民を伴う国家の不可分一体性、人権、平等・法治国家の原則、国民主権、民主的で世俗的な共和国の原則に矛盾してはならない。」という憲法第68条第4項の規定等に違反していることであった。

公正発展党の活動によって宗教的な感情が政治的に用いられたとみなした憲法裁判所は、同党の活動が民主主義と世俗主義の原則に違反したと判断した。一方、これまでの公正発展党の実績（単独過半数の与党であることや、EU加盟への努力を行ってきたことなど）を考慮し、2008年7月の判決において、解党ではなく金銭的制裁を科した<sup>(97)</sup>。

## 2 2010年憲法改正

大統領選挙に関する憲法裁判所判決（Ⅳの2を参照）とスカーフ判決を経て、さらに解党の危機に直面した公正発展党は、国内の法律や制

度を変更する上で司法機関が大きな妨げとなっていると痛感した。そこで2010年、司法機関の権限を縮小するため、司法改革を中心とする憲法改正を行った<sup>(98)</sup>。併せて、世俗派の牙城として政治介入を繰り返してきた軍の権限を縮小するための改正も行った。改正の主な内容は、以下のとおりである<sup>(99)</sup>。

### (1) 憲法裁判所

2010年改正前、憲法裁判所の15名（副裁判官4名を含む）の裁判官は、高等教育機関教員枠の1名、上級公務員・弁護士枠の4名、司法機関枠<sup>(100)</sup>の10名から成り、全て大統領によって選任されることになっていた<sup>(101)</sup>。改正によって裁判官は17名に増えたが、そのうち3名<sup>(102)</sup>が議会によって選出されることになった。また、最高裁判所と最高行政裁判所の枠がそれぞれ1減したのに対し、高等教育機関教員枠が2増し、新たに第一級裁判官・検察官<sup>(103)</sup>も選出対象になったので、憲法裁判所は改正前よりも多様な人材から構成されることになった<sup>(104)</sup>。（第146条）

また、憲法裁判所判決の決定方法について、憲法改正に対する無効判決と解党判決のためには、裁判官の5分の3以上の賛成が必要であったが、2010年改正によってこの基準が厳しくなり、裁判官の3分の2以上の賛成が必要となった<sup>(105)</sup>（第149条第3項）。

<sup>(95)</sup> 小泉 前掲注<sup>(93)</sup>, pp.526-527.

<sup>(96)</sup> Özbudun, *op.cit.*(16), pp.133-134.

<sup>(97)</sup> 小泉 前掲注<sup>(93)</sup>, pp.533-535.

<sup>(98)</sup> この改正は26もの条文を対象とし、個人情報保護や労働組合への加入権拡大なども含んでいた。

<sup>(99)</sup> 憲法改正に関する法律（法律第5982号）、国民投票前日掲載の新聞記事（Bülent Sarıoğlu, “Yarın bunları oynayacağız,” *Hürriyet*, 2010.9.11. <<http://www.hurriyet.com.tr/gundem/15753761.asp>>）を参照。

<sup>(100)</sup> 具体的には、最高裁判所（Yargıtay）、最高行政裁判所（Danıştay）、軍事最高裁判所（Askeri Yargıtay）、軍事高等行政裁判所（Askeri Yüksek İdare Mahkemesi）、会計検査院（Sayıştay）に割り当てられていた。

<sup>(101)</sup> 大統領は、各組織（上級公務員・弁護士枠を除く）が裁判官1名につき3名ずつ示す候補の中から選任していた。

<sup>(102)</sup> 議会が選出することになったのは、会計検査院枠の2名と弁護士枠の1名である。

<sup>(103)</sup> トルコでは裁判官と検察官は、能力や経験等に応じて3つの級に分けられている。第一級裁判官・検察官は、そのうち最も高位なクラスに属する裁判官と検察官を指す。Hakimler ve Savcılar Kanunu（「裁判官・検察官法」法律第2802号：1983年2月26日公布）

<sup>(104)</sup> 改正後も基本的に前掲注<sup>(101)</sup>と同様に、議会と大統領は各組織が裁判官1名につき3名ずつ示す候補の中から選出・選任する。

さらに、改正前は規定がなかった裁判官の任期について、12年とされ、同一人物が二度選出されることはできないと定められた（第147条第1項）。

## (2) 裁判官・検察官高等委員会

法務大臣を委員長とする裁判官・検察官高等委員会 (Hakimler ve Savcılar Yüksek Kurulu) は、裁判官と検察官の任命・罷免その他の人事を決定することを主な役割とし（第159条第8項）、司法に大きな影響を与える組織である。委員の任期は4年間である（第159条第3項）。

改正前、この委員会は、委員長と常務委員（法務省事務次官）のほか、5名の正委員と5名の副委員から成り、その10名は最高裁判所と最高行政裁判所から大統領によって選任されることになっていた<sup>(106)</sup>。改正によって正委員は20名に、副委員は12名になり、これまでの最高裁判所と最高行政裁判所に加え、新たに高等教育機関教員、弁護士、第一級裁判官・検察官、トルコ法曹学院<sup>(107)</sup>からも選出されることになり、多様な人材から構成されることになった。さらに、高等教育機関教員枠の委員のみが大統領によって選任され、その他の委員は各組織内の秘密投票によって選出されることになった。

（第159条）

## (3) 軍の法的責任

従来、収賄など軍人がその職務に関連して犯した罪と、軍人以外の者が軍人に対して犯した罪は、軍人によって構成される軍事裁判所において裁かれていた。2010年の改正によって、軍人による犯罪であっても、国家安全保障又は憲法秩序に対するものは、通常裁判所で裁かれることとなった。また、軍人以外の者は、戦時を除き、軍事裁判所で裁かれないこととなった。（第145条）

さらに、参謀総長、陸海空軍・憲兵隊の総司令官がその職務に関連して犯した罪は、軍事裁判所ではなく、憲法裁判所で裁かれることとなった<sup>(108)</sup>（第148条第7項）。

なお、経過規定第15条の規定を削除したことにより、1980年クーデターから1983年の議会招集までの軍事政権期に国家保安評議会等が行った決定や措置に対して、法的責任が問えるようになった。

## 3 公正発展党の新たな提案

公正発展党は、2011年11月以降、憲法協議委員会において、最高軍事裁判所を廃止すること、憲法裁判所の憲法改正に関する審査を禁止すること、憲法裁判所裁判官17名のうち過半数にあたる9名を議会が選出すること、裁判官・検察官高等委員会の一部委員を議会が選出することなどの大幅な司法改革を提案した<sup>(109)</sup>。し

<sup>(105)</sup> 憲法裁判所判決に当たっては、原則として裁判官の過半数の賛成が必要であるが、憲法定制当時、憲法改正に対する無効判決に限って3分の2以上の賛成が必要であった。2001年の改正によって無効判決の基準が緩和されて5分の3以上の賛成で足りることとなった。なお、解党判決のための要件は、それまで裁判官の2分の1以上の賛成があれば足りることとされていたのが厳格化され、裁判官の5分の3以上の賛成が必要となった。

<sup>(106)</sup> 大統領は、最高裁判所と最高行政裁判所それぞれが委員1名につき3名ずつ提示する候補の中から選任していた。

<sup>(107)</sup> トルコ法曹学院の主な役割は、裁判官・検察官等の人材育成、法律に関する調査とその成果の出版、外国の司法分野の文献の翻訳や判例集等の作成である。Türkiye Adalet Akademisi, "Görevlerimiz." <<http://www.taa.gov.tr/9-turkiye-adalet-akademisi-gorevleri.html>>

<sup>(108)</sup> この場合、憲法裁判所は、最高法院 (Yüce Divan) という資格で裁判を行う。最高法院は他に、大統領、議長、大臣、憲法裁判所、最高裁判所、最高行政裁判所、軍事最高裁判所、軍事高等行政裁判所、最高検察庁、裁判官・検察官高等委員会、会計検査院の構成員が、その職務に関連して犯した罪を裁く（第148条第6項）。

<sup>(109)</sup> "AK Parti'nin yeni anayasaya 'yargı' önerileri," *Vatan*, 2013.2.6. <<http://haber.gazetevatan.com/ak-partinin-yeni-anayasaya-yargi-onerileri/512200/9/siyaset>>; "Siyasi partilerden 'yargı' için radikal öneriler," *Radikal*, 2013.2.6. <[http://www.radikal.com.tr/politika/siyasi\\_partilerden\\_yargi\\_icin\\_radikal\\_oneriler-1120229](http://www.radikal.com.tr/politika/siyasi_partilerden_yargi_icin_radikal_oneriler-1120229)>

かし、その多くは、他の政党の賛同を得られず、合意に至らなかったという<sup>(110)</sup>。

なお、2010年憲法改正をはじめとする公正発展党の政策により、公的な場におけるスカーフ解禁を容認する雰囲気は徐々に広がっていった<sup>(111)</sup>。2013年9月、エルドアン首相は19項目から成る民主化関連政策<sup>(112)</sup>を公表し、それまで禁止されていた女性公務員のスカーフ着用を解禁した。これを受けて同年10月、公正発展党所属の4名の女性の国会議員が、議会史上初めてスカーフを着用して登院した<sup>(113)</sup>。

## VI クルド問題の改善

### 1 クルド問題の概要

クルドの人々は、トルコ、イラン、イラクなどにまたがる山岳地帯に居住し、クルド語<sup>(114)</sup>を母語とする。推定人口は2000万から3000万人とされるが、第一次世界大戦後にオスマン帝国が分割され、国民国家の形成が目指された結果、それぞれの国の少数派となった。トルコ民族主義を掲げたアタテュルクの指導のもと建国されたトルコ共和国では、トルコ国内の全ての国民が「トルコ人」とされた。これが憲法第2条等で厳格に規定されている「国土と国民を伴う国家の不可分一体性」の原則である。したがって、クルドの人々は、独立や自治が禁じられているだけでなく、クルド語使用などの

クルド・アイデンティティの表明も制限されてきた<sup>(115)</sup>。

こうした中、1978年にクルドの独立要求を掲げて組織されたクルディスタン労働者党 (Partiya Karkerên Kurdistan: PKK) は、1984年から武装闘争を行い、多数の犠牲者を出してきた。また、クルドの利益を代表するための政党が何度も設立されたが、「国土と国民を伴う国家の不可分一体性」の原則に反するとして、その度に憲法裁判所によって解党されてきた。その後継政党が、現在議会で議席を持つ平和民主党である<sup>(116)</sup>。

### 2 クルド側の要求と政府の対応

1983年から首相を、1989年から大統領を務めたトゥルグット・オザルは、クルド系の出自とされ、クルド問題の改善を図ったという。1993年の急死によりその熱意は日の目を見なかったが、1990年代から政府は、それまで存在を認めていなかったクルド問題について公言するようになった。1995年には、当時の首相が、EU加盟のためにはクルド問題の改善が必要であると公言した。しかし、こうした発言が具体化することはなかった。なぜなら、そのための政策の変更は、アタテュルクの原則と、彼を信奉する軍への挑戦とみなされ、政治的に非常にリスクが高いからである<sup>(117)</sup>。

1999年2月、PKKのリーダーであるアブ

<sup>(110)</sup> “Arınc: ‘Yeni anayasa çalışmaları umutsuz vakadır,’” *Milliyet*, 2013.12.12. <<http://siyaset.milliyet.com.tr/arinc-yeni-anayasa-calismalari/siyaset/detay/1806518/default.htm>>

<sup>(111)</sup> 新井編著 前掲注(37), p.227.

<sup>(112)</sup> “İşte Demokratikleşme Paketi,” *Milliyet*, 2013.9.30. <<http://siyaset.milliyet.com.tr/tarihi-paket-aciklaniyor/siyaset/detay/1770501/default.htm>> 19項目の中には、政党の設立条件の緩和、トルコ語以外の言語の使用緩和なども含まれた。ただし、未だに実現していない項目も存在する。

<sup>(113)</sup> “TBMM Tarihinde bir ilk yaşandı,” *Milliyet*, 2013.11.1. <<http://siyaset.milliyet.com.tr/tbmm-tarihinde-bir-ilk-yasandi/siyaset/detay/1785301/default.htm>>

<sup>(114)</sup> クルド語には方言が多く、異なる方言による意思疎通が困難なこともある。なお、代表的な2つの方言は異なる文字を使用している。松本弘「クルド人問題」『用語解説』日本国際問題研究所ウェブサイト <[http://www.jiia.or.jp/report/keyword/key\\_0303\\_matsumoto.html](http://www.jiia.or.jp/report/keyword/key_0303_matsumoto.html)>

<sup>(115)</sup> 澤江史子「煮詰まるトルコのクルド問題解決策—PKKの要求とトルコ政府の対応—」『海外事情』60巻11号, 2012.11, pp.104-107.

<sup>(116)</sup> 同上

ドゥッラー・オジャラン (Abdullah Öcalan) が逮捕され、獄中から平和的解決を呼びかけたのを機に、PKK は武力によらない紛争解決への姿勢に転換した。さらに同年12月、トルコがEU加盟候補国となり、2001年3月にマイノリティの保護を含む加盟準備協約を締結したことで、クルド問題改善への期待が高まった。<sup>(118)</sup>

さて、結党直後の公正発展党は、2002年の総選挙で、経済的発展、誠実な政府、EU加盟への努力を訴えて政権を獲得した。EU加盟への努力は、国の民主化改革と併せてクルド問題の改善を示唆し、同党はクルド地域からも支持を得た。実際に2002年から2004年までさまざまな改革が実行された。例えば、前政権が2001年10月に行った憲法改正により、トルコ語以外の言語による思想の表明、宣伝、出版が解禁されたことを受けて、公正発展党政権は、クルド語放送を解禁したり私立学校におけるクルド語の教育を容認したりした。これとは別に、PKK関係者に対する恩赦を決定し、トルコ南東部(クルド地域)に発令されていた非常事態宣言<sup>(119)</sup>を完全に解除した。公正発展党にとって幸運だったのは、前政権がこれらの課題に既着手していたこと、さらに当時の参謀総長が民主化改革を尊重したため、軍が介入しなかったことである。<sup>(120)</sup>

しかし、一連の改革は、クルドの文化的認知や自治領を求めるクルド・ナショナリストにとって不十分であった。さらに、2003年のア

メリカのイラク侵攻によってイラク北部にクルド自治領が成立し、イラク軍保有の武器・爆薬がPKKに流出したことから、2005年頃からPKKの武装闘争が再燃することとなった。同時に、次に掲げる要因によって、クルド地域に対して厳しい措置を講じるよう軍や世論の政府への圧力が高まった。その要因とは、①隣国イラク内の自治領成立によってクルド系トルコ人のクルド・ナショナリズムの高揚が懸念されたこと、②トルコの参謀総長が2005年に強硬な世俗派の人物に交代したこと、③2006年にPKKの武装闘争によって600人もの犠牲者が出たことである。トルコ政府は、当初イラク北部へのトルコの軍事作戦に反対していたアメリカの協力を得ることに成功し、2007年秋から軍事作戦を開始した。<sup>(121)</sup>

### 3 クルド問題改善と新憲法制定

2007年の越境攻撃以降、トルコ軍とクルド側は断続的に武力衝突を繰り返していたが、2013年3月、PKKは停戦を宣言し、5月に戦闘員のイラク方面への撤退を開始した<sup>(122)</sup>。このことについて野党は、大統領制の導入を含む新憲法制定の実現にクルド側が協力する見返りに、公正発展党が新憲法においてクルドの権利を拡大しようとしているとして批判した<sup>(123)</sup>。公正発展党の当時の議席数は、議会における憲法改正案の可決の要件を単独では満たしていなかったが、仮に平和民主党が賛成すれば、憲法

<sup>(117)</sup> Tozun Bahcheli and Sid Noel, "The Justice and Development Party and the Kurdish question," Marlies Casier and Joost Jongerden, eds., *Nationalisms and politics in Turkey: political Islam, Kemalism and the Kurdish issue* (Routledge studies in Middle Eastern politics 26), New York: Routledge, 2011, pp.101-102.

<sup>(118)</sup> *ibid.*, p.102.

<sup>(119)</sup> 内閣は、大統領の主宰の下に会合し、自然災害の場合や治安が悪化した場合等に、非常事態宣言を発令する(第119条及び第120条)。憲法で保障された基本的な権利と自由が制限され得る(第15条)。クルド地域では1987年から導入されたが、PKKシンパと疑われた人物に対する恣意的な逮捕・拘留・拷問を誘発した。*ibid.*, p.106.

<sup>(120)</sup> *ibid.*, pp.105-110.

<sup>(121)</sup> *ibid.*, pp.108-110.

<sup>(122)</sup> 「クルド組織 トルコから撤退」『日本経済新聞』2013.5.14, p.6.

<sup>(123)</sup> "PKK, AKP'ye anayasa siparişi verdi," *Hürriyet*, 2013.3.30. <<http://hurarsiv.hurriyet.com.tr/goster/printnews.aspx?DocID=22931407>>; "Halk, Öcalan'a tavizler verildiğini düşünüyor," *Zaman*, 2013.5.10. <[http://www.zaman.com.tr/politika\\_halk-ocalana-tavizler-verildigini-dusunuyor\\_2088263.html](http://www.zaman.com.tr/politika_halk-ocalana-tavizler-verildigini-dusunuyor_2088263.html)>

改正案は国民投票の段階に進むことができた。エルドアン首相は「取引は全く存在しない」と語ったが<sup>(124)</sup>、共和人民党のケマル・クルチダルオール (Kemal Kılıçdaroğlu) 党首は、「公正発展党はテロ組織 PKK と取引した」と非難した<sup>(125)</sup>。

憲法協議委員会の議論では、クルド語により教育を行う権利が大きな争点となった。私立学校においてクルド語を教育科目とすることは、2003年に既に認められていた。平和民主党は、母語を教育言語とする権利を新憲法草案に盛り込むよう強く主張したが、他の政党の反発により、これが受け入れられることはなかった<sup>(126)</sup>。

## おわりに

本稿で取り上げたのは、トルコが抱える問題の一部分であるが、これらをめぐる意見の相違は大きく、今回の憲法協議委員会による新憲法の起草は実現を見なかった。

トルコでは2014年から、重要な政治日程が続く見通しである。2014年3月に統一地方選挙が、同年7～8月に大統領を選出する初の直接選挙が、2015年6月に（それまでに解散が無ければ）国会議員総選挙が予定されており、ビュレント・アルンチ (Bülent Arınç) 副首相は、この総選挙後に新憲法制定をめぐる状況が改善することへの期待を表明した<sup>(127)</sup>。新憲法制定は、再び主要な政策課題となる可能性がある。

安倍晋三首相は2013年、二度にわたってトルコを訪問し、同国を「戦略的に極めて重要な国」と位置付けた<sup>(128)</sup>。エルドアン首相も2014年1月に来日した際、日本との経済連携を強化する方針を示した<sup>(129)</sup>。日本にとって重要なパートナーとなり得るトルコが今後どのような歩みを進めるのか、注視していく必要がある。

※現地資料入手等に当たっては、在トルコ日本大使館にご協力いただいた。この場を借りてお礼申し上げる。

(しもなか なつこ)

(124) “Pazarlık asla yok,” *Hürriyet*, 2013.3.30. <<http://www.hurriyet.com.tr/gundem/22928493.asp>>

(125) “Kılıçdaroğlu: AKP-PKK işbirliği var,” *Milliyet*, 2013.4.30. <<http://siyaset.milliyet.com.tr/kilicdaroglu-akp-pkk-isbirligi-var/siyaset/siyasetdetay/30.04.2013/1701182/default.htm>>

(126) “Anadilde eğitime vize çıkmadı,” *Radikal*, 2013.8.29. <[http://www.radikal.com.tr/politika/anadilde\\_egitime\\_vize\\_cikmadi-1148283](http://www.radikal.com.tr/politika/anadilde_egitime_vize_cikmadi-1148283)>

(127) *op.cit.* (110)

(128) 「首相「日トルコ間の経済関係強化」」『日本経済新聞』2013.10.29, p.4.

(129) 「インフラ整備 日本企業と 経済規模「10年で2倍」」『日本経済新聞』2014.1.7, 夕刊, p.1.

表 1980年代以降のトルコにおける主要内政史

大統領	首相*	年月	本文に関係する主なできごと
1973.4 ～1980.4 コルテュルク**	1979.11～デミレル (公正党単独政権)		
		1980年9月	軍事クーデター(9月12日)
1982.11～ エヴレン	1980.9～ウルス (軍事政権)	1982年11月 (国民投票)	現行憲法制定
		1983年7月	福祉党結成
		11月	クーデター後初の国会議員総選挙
1989.11～ オザル	1983.12～オザル (祖国党単独政権)	1987年5月 ①憲法改正	[67] 選挙権年齢を21歳から20歳に引下げ [75] 国会議員定数を400人から450人に増 [175] 憲法改正に必要な議会の賛成票数を3分の2から5分の3に引下げ [経過4] クーデター以前に政治家として活動していた者の政治活動を解禁 ※[経過4]のみ同年9月の国民投票によって改正
		11月	国会議員総選挙
1993.5～ デミレル	1989.11～オザル 1991.6～ユルマズ (いずれも祖国党単 独政権)	1991年10月	国会議員総選挙
		1993年7月 ②憲法改正	[133] テレビ・ラジオ局設立における国家独占を廃止
1993.5～ デミレル	1991.11～デミレル 1993.6～チルレル (いずれも正道党、 社会民主主義党の 連立政権) 1995.10.5～チルレル (正道党単独政権) 同10.30～チルレル (正道党、共和人民 党の連立政権)	1994年3月	エルドアン、イスタンブール市長に選出
		1995年7月 ③憲法改正	改正対象15条文のうち主なもの [前文] 1980年クーデターを擁護する表現を削除 [33, 52, 135, 171] 各種組合・団体の政治活動を自由化 [67] 選挙権年齢を20歳から18歳に引下げ [75] 国会議員定数を450人から550人に増
		1996年12月	国会議員総選挙(福祉党が僅差で第1党に)
		1997年2月	アタテュルクに敵対する行為を断固取り締まることなどを軍が決議 (2月28日キャンペーン)
		12月	美徳党結成
		1998年1月	福祉党解党判決
		11月	エルドアンがイスタンブール市長を辞職
		1999年4月	国会議員総選挙
		6月 ④憲法改正	[143] 国家安全保障裁判所の武官判事・検察官を文民化
		8月 ⑤憲法改正	[47] 公共サービスの民営化が可能に [125] 外国企業の公共サービス参入認可をめぐる紛争の国際仲裁を容認 [155] 最高行政裁判所の権限から、公共サービス参入認可に関する審査を除外
12月	トルコがEU加盟候補国に		
2000.5～ セゼル	1996.3～ユルマズ (祖国党、正道党の 連立政権) 1996.6～エルバカン (福祉党、正道党の 連立政権) 1997.6～ユルマズ (祖国党、民主左派 党、民主トルコ党の 連立政権) 1999.1～エジェビッ ト (民主左派党の単 独政権)	2001年6月	美徳党解党判決
		8月	公正発展党結成、エルドアンが党首に
		10月 ⑥憲法改正	改正対象33条文のうち主なもの [前文] 国家原則に反する思想は保障されないという規定を削除 [13, 14] 基本的権利と自由の制限を緩和 [26, 28] トルコ語以外の言語による思想の表明、宣伝、出版を解禁 [69] 国家原則に反するとみなされた政党に対する処分として解散に加え金銭的制裁を導入 [118] 国家安全保障会議の文民委員を増やし、同会議の決定の内閣に対する拘束力を縮小 [149] 憲法改正の無効判決に必要な憲法裁判所裁判官の賛成を3分の2から5分の3に引下げ・解党判決に必要な憲法裁判所裁判官の賛成を過半数から5分の3に引上げ
		11月 ⑦憲法改正	[86] 国会議員の社会保障権と年金受給権を保障

(2000.5～ セゼル)	2002.11～ギュル (公正発展党単独政 権)	2002年11月	国会議員総選挙	
		12月 ⑧憲法改正	[76] 国会議員の欠格事由のうち「イデオロギー的又は無政府の活動への参加」という文言を「テロ活動への参加」に変更 [78] 国会議員補欠選挙の実施要件を追加	
	2003.3～エルドアン (公正発展党単独政 権)	2003年3月	エルドアンがシイルト県の国会議員補欠選挙で当選し、首相に就任	
		2004年5月 ⑨憲法改正	改正対象10条文のうち主なもの [38] 死刑を廃止 [143] 国家治安裁判所を廃止 [160] 軍に対する監査権を会計検査院に付与	
	2005年6月 ⑩憲法改正	[133] ラジオ・テレビ高等機構の構成員の選出方法を変更		
	10月 ⑪憲法改正	[130, 160, 161, 162, 163] 国の本予算と補正予算の区分を撤廃		
	2006年10月 ⑫憲法改正	[76] 国会議員の被選挙権年齢を30歳から25歳に引下げ		
	2007年5月 ⑬憲法改正	憲法裁判所判決により、大統領選挙第1回投票が違憲無効に [経過17] 「選挙に関する法改正はその公布後1年間は適用されない」という憲法第67条第7項の規定を、⑬憲法改正の公布後初回の選挙については適用せず ※⑭憲法改正案と同時に審議されたが、先行して成立 大統領選挙に関する⑭憲法改正案を議会が承認		
	2007.8～ ギュル	2007.8～エルドアン (公正発展党単独政 権)	7月	国会議員総選挙
			8月	議会がギュルを大統領に選出
10月 (国民投票) ⑭憲法改正		[77] 国会議員の任期を5年から4年に変更 [79] 高等選挙機構の所掌事務に大統領選挙を追加 [96] 議会で行われる各種選挙の定足数が、議員定数の3分の1であることを明示 [101] 大統領の任期が7年から5年に、再選禁止から二度まで選出可能に [102] 大統領選挙を議会による選出から国民による直接選挙に変更		
2008年2月 ⑮憲法改正		[10] 法の下での平等の原則の対象に「あらゆる公的サービスの提供」を追加 [42] 高等教育を受ける権利の拡充		
3月		最高検察庁が公正発展党の解散を憲法裁判所に請求		
6月		憲法裁判所判決により、⑮憲法改正が違憲無効に		
7月		憲法裁判所判決により、公正発展党に金銭的制裁		
2010年9月 (国民投票) ⑯憲法改正		改正対象26条のうち主なもの [20] 個人情報の保護を保障 [51] 労働組合への加入権を拡大 [145] 戦時を除き、文民は軍事裁判所で裁かれぬことに [146] 憲法裁判所裁判官に多様な人材を選出 [147] 憲法裁判所裁判官の任期を12年間に [148] 最高法院(憲法裁判所)の審査対象に議長、参謀総長、陸海空軍・憲兵隊四総司令官を追加 [149] 憲法改正の無効判決と解党判決に必要な憲法裁判所裁判官の賛成を5分の3から3分の2に引上げ [159] 裁判官・検察官高等委員会に多様な人材を選出 [経過15] 軍事政権期に国家保安評議会等が行った決定に対して法的責任が問えるように		
2011年3月 ⑰憲法改正		[59] スポーツ活動に関するスポーツ協会の決定に対して原則として司法救済を認めず		
2011.7～エルドアン (公正発展党単独政 権)		6月	国会議員総選挙	
	10月	憲法協議委員会を議会に設置		
	2013年12月	憲法協議委員会を解散		

(注) 憲法改正の年月は、改正案の議会承認月とした。ただし、国民投票を経たものは、その実施月とした。[ ] 内は、改正対象の規定である。網掛部分は、憲法改正のうち本稿で言及したものである。

\*本表の「首相」欄において、首相名の上の横線は、国会議員総選挙の時期を示す。

\*\*コルテュルク大統領の任期満了に伴い、議会において大統領選挙が行われたが、政治の混乱によって後任を選出できなかったため約5か月間の空白期間が生じている。

(出典) トルコ共和国憲法、憲法改正に関する各法律、間寧「外圧と民主化—トルコ憲法改正2001年—」『現代の中東』33号、2002.7, pp.47-48; 平井由貴子「トルコのEU加盟に向けた民主化改革—クルド問題を中心に—」『筑波法政』39号、2005.9, pp.250-251; その他各種資料を基に筆者作成。

○抄訳 トルコ共和国憲法（法律第 2709 号 1982 年 11 月 7 日成立）※本文Ⅰの 1(2)を参照。ここでは、前文と第 1 条から第 4 条までの翻訳を付す。

### 前文

トルコの祖国と国民の永遠の存在と、偉大なトルコ国の不可分一体性を示すこの憲法は、

トルコ共和国の創始者、不滅の指導者にして比類なき英雄であるアタテュルクが示した民族主義の理解と彼の改革と諸原則に従い、

対等な権利を持つ国際社会の名誉ある一員として、トルコ共和国がその永続、繁栄、物質的・精神的幸福を獲得し、現代文明の水準に到達するという決意に基づき、

国民の意思が絶対的に優先し、主権が無制限かつ無条件にトルコ国民に帰属し、これを国民の名で行使する権限を持ついかなる人物、組織も、この憲法で示される自由民主主義とそのため定められた法的秩序から逸脱せず、

権力分立は、国家の組織の優先順位を意味するものではなく、定められた国家の権限と任務の行使から成るもので、この憲法に示された機能分担と連携であって、憲法と法律のみが優先することを示し、

トルコ国民の利益、トルコの存続、国家と国土との不可分の原則、トルコ民族の歴史的・精神的価値、アタテュルクの民族主義、原則、改革及び近代化に反するいかなる行為も擁護されず、世俗主義原則により、神聖な宗教的感情が、国家の職務及び政治と決して混同されることなく、

全てのトルコ国民は、この憲法で保障された基本的権利と自由によって平等と社会的公正を享受し、国民の文化、文明、法的秩序の中で名誉ある生活を送り、物質的・精神的価値を発展させる権利と権限を生まれながらに所有し、

集団としてのトルコ国民は、国民の自信と尊厳、国民の喜びと悲しみ、国家の存続に対する権利と義務、祝福と困難、国民生活のあらゆる運命を共有し、相互の権利と自由の絶対的尊重、相互の愛情と友情をもって、「国内に平和を、世界に平和を」という希望と信念に基づき平穏な生活を要求する権利を持つ

という思想、信条、決意によって理解され、その文言と精神への敬意と絶対的忠誠によって解釈され、適用されるために、

トルコ国民によって、民主主義を愛するトルコの子孫の、祖国と国民への愛情に信託される。

### 一般原則

#### Ⅰ 国家の形態

第 1 条 トルコ国は、共和国である。

#### Ⅱ 共和国の性質

第 2 条 トルコ共和国は、社会の安寧、国民の団結と正義の理解に基づき、人権を尊重し、アタテュルクの民族主義に従い、前文で明記された基本原則に則った、民主的、世俗的及び社会的な法治国家である。

Ⅲ 国家の一体性、公用語、国旗、国歌、首都  
第 3 条 トルコ国は、国土と国民を伴う不可分な総体である。トルコ国の言語はトルコ語である。

国旗は、制式を法律で定めるとおり、白い月と星のある赤い旗である。

国歌は、「独立行進曲」である。

首都は、アンカラである。

#### Ⅳ 改正不可条項

第 4 条 憲法第 1 条の国家の形態を共和国とする規定、第 2 条の共和国の性質及び第 3 条の諸規定は、改正することができず、改正の提案を行うこともできない。

※翻訳に当たっては以下の文献を参照した。

澤江史子「第 7 章 トルコ共和国」『中東基礎資料調査—主要中東諸国の憲法—』（平成 12 年度 外務省委託研究）日本国際問題研究所，2001. <[http://www2.jiia.or.jp/pdf/global\\_issues/h12\\_kenpo/07\\_turkey.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h12_kenpo/07_turkey.pdf)>; 小泉洋一「トルコ憲法の宗教条項（翻訳と解説）」『甲南法学』41 巻 1-2 号，2000.10, pp.191-193.

○抄訳 公正発展党による提案 ※本文Ⅲの 3(3)を参照。ここでは、前文と「共和国の形態と基本的原則」の翻訳を付す。

### 前文

全ての人々が人としての普遍的権利と自由を有するという確信に基づき、あらゆる種類の差別を否定し、我々の文化の豊かさの源たる民族・宗教の差異に敬意を払い、共通の歴史と価値観とともに生きることを希求する我々トルコ国民は、民主主義、人権、法の優越に基づくこの憲法を、主権の表現として認め、これを宣言する。

### 共和国の形態と基本的原則

#### ・国家の形態

トルコ国は、共和国である。

#### ・共和国の性質

トルコ共和国は、人権を尊重する、民主的、世俗的及び社会的な法治国家である。

#### ・国家の一体性、公用語、国旗、国歌、首都

トルコ国は、国土と国民から成り、不可分な総体である。公用語はトルコ語である。

国旗は、制式を法律で定めるとおり、白い月と星のある赤い旗である。

国歌は、「独立行進曲」である。

首都は、アンカラである。

※翻訳に当たっては以下の文献を参照した。

「各党の新憲法案、出そろおう」『日本語で読む中東メディア』2013.4.6. 東京外国語大学ウェブページ <<http://www.el.tufts.ac.jp/prmeis/src/read.php?ID=29619>>